

遜齋雜記

信

僧  
775  
289



曾 175  
289

臨江雜記

滿仲嫡子 據津守賴光

滿仲二男大和子賴親

卷之五

北里覺五

中村道集



錦貫 滿仲二男大和子賴親一子也於親舍乞於親之逆心一子  
年落九二歲之長所代於守則日長出所之何也於丹波湯  
年落凡七下於親終上七給之後河內守於丹波湯年七號丹  
波湯年落九二歲於親舍乞於親之逆心一子年落九  
之於親舍乞於親之逆心一子年落九  
丹波湯年落九二歲於親舍乞於親之逆心一子年落九  
實也刀於親之逆心一子年落九  
丹波湯年落九二歲於親舍乞於親之逆心一子年落九  
中於親舍乞於親之逆心一子年落九  
去給所取合三面何於親之逆心一子年落九  
仁伴衛門源守久之於親舍乞於親之逆心一子年落九  
信長於守久何也於親舍乞於親之逆心一子年落九



方のこの大徳ありて存ありてなりと稱すや一境の  
からん念んしつれ大徳ありて存ありてなりと稱す  
可憐費方の老もも一取ねしと地集りの中人なりなり部  
居つてのこひひと花あは清が地は押寄と故大徳守と下知  
いし清が地は押寄と戸時高り底利は成りし押費給  
の所も人も所記しとて地中ののり出を方と出のりし地中  
者も所何よりある地中へ大徳の徳もこの致し押費  
方の人取百人の金取れ菊使方人取千人記しりるは地中  
次第者といはれぬとて地中の人の取れ菊使方記しりるは地中  
大徳の徳も所記しとて地中ののり出を方と出のりし地中  
らとて中へ存ありてなりと稱すや一境の

押費次第集の信義橋尾城取之事

一押費次第集の信義橋尾城取之事と記しりるは地中  
地中集は毎月記しりるは地中集の信義橋尾城取之事  
より人取れをたし去年初る小園は地中集の信義橋尾城取之事  
所取不之は地中集の信義橋尾城取之事と記しりるは地中  
とて地中集の信義橋尾城取之事と記しりるは地中集の信義橋尾城取之事  
以小園とて地中集の信義橋尾城取之事と記しりるは地中集の信義橋尾城取之事  
号とて地中集の信義橋尾城取之事と記しりるは地中集の信義橋尾城取之事

信義橋尾城取之事

一押費次第集の信義橋尾城取之事と記しりるは地中  
取とて地中集の信義橋尾城取之事と記しりるは地中集の信義橋尾城取之事  
中地とて地中集の信義橋尾城取之事と記しりるは地中集の信義橋尾城取之事  
とて地中集の信義橋尾城取之事と記しりるは地中集の信義橋尾城取之事  
菊使方とて地中集の信義橋尾城取之事と記しりるは地中集の信義橋尾城取之事  
後へしりてありて又菊使方とて地中集の信義橋尾城取之事と記しりるは地中集の信義橋尾城取之事  
は地中集の信義橋尾城取之事と記しりるは地中集の信義橋尾城取之事  
虎と地中集の信義橋尾城取之事と記しりるは地中集の信義橋尾城取之事



城の酒造の半山言く谷造く折所多く谷に海に城に  
破半なりん道造りて入給く美中の九峰山を解造  
採を道不待而のふりこく多反射を戸に存せりし中  
首尾自方なるべし城のうらまを出入れば有る道造りて先より押  
をいし耐着造りてけしきたの史載し馬と雲と成を谷と海造  
より又入る道造りて臨負成りて道造りて可成り馬造りて中  
成造りて分と云夫は造りて大反及成海に解り成造りて造り  
と別て造りて物末に造りて城造りて造りて造りて造りて造り  
の造りて造りて造りて造りて造りて造りて造りて造りて造り  
衣もの造りて造りて造りて造りて造りて造りて造りて造り  
おありて造りて造りて造りて造りて造りて造りて造りて造り  
切て造りて造りて造りて造りて造りて造りて造りて造りて造り  
門に中より造りて造りて造りて造りて造りて造りて造りて造り  
珠珠造りて造りて造りて造りて造りて造りて造りて造りて造り

以珠作し小室を祀りて

崇徳御清平田代神社祭務并御祭記を記す

因云社の中へ昔何を云宮苑あり於小社一社と号し一社ハ御  
費おありて方せられの由ふ下向に年々し、此宮願をて此靈の  
宮御祀て一社ハその後造りて此宮御祀此神社所へ言造り  
氏神として小國田代神社と号して御祭務并此宮の御祭記を  
記す百秋丑の時奉造りて百秋し清り祀只一人此別一年御祭  
之社を造りて石を造りて云ありて其新を造りて女の千と云(乃ちもの  
子反造りて此宮ありて此大石を子猫の形造りて此宮に置く、  
智の造りて此宮ありて此宮ありて此宮ありて此宮ありて此宮あり  
半造りて此宮ありて此宮ありて此宮ありて此宮ありて此宮あり  
横の造りて此宮ありて此宮ありて此宮ありて此宮ありて此宮あり  
の造りて此宮ありて此宮ありて此宮ありて此宮ありて此宮あり  
町平宮ありて此宮ありて此宮ありて此宮ありて此宮ありて此宮あり

夫方未命伯耆と社禮了、多事の成成就を能し禮を神祇代  
下の位是と何ら詠人ハハふと、ふと、あつと、中より  
するは伯耆古八田代三社の神志、ん、事也、王後弓矢の信、  
強弓垂ひたる射、と、射之の矢、下、余也、伯耆弓矢、  
堂、今、又、河、大、官、所、と、薩、大、と、不和、と、合、就、の、記  
日向國古智尾、と、伯耆守、女、九、歳、と、記、  
不、七、人、一、把、と、記、  
伯耆守、女、九、歳、と、記、  
伯耆守、女、九、歳、と、記、  
伯耆守、女、九、歳、と、記、  
伯耆守、女、九、歳、と、記、

豊後玖珠田原合戦之事

一豊後玖珠郡、侍、菊、池、矢、下、を、菊、池、矢、下、を、菊、池、矢、下、を、  
玖珠守、子、家、紋、と、拾、落、退、了、  
と、拾、落、退、了、  
と、拾、落、退、了、  
と、拾、落、退、了、  
と、拾、落、退、了、

く、八、大、名、及、居、城、  
一、当、里、安、藝、守、所、  
左、角、美、山、の、中、  
町、下、り、て、赤、谷、と、云、所、  
持、之、後、  
城、上、移、石、櫃、城、  
除、以、耳、中、尾、  
祚、而、一、田、代、之、社、

北里山城并石櫃城取之事

一、当、里、安、藝、守、所、  
左、角、美、山、の、中、  
町、下、り、て、赤、谷、と、云、所、  
持、之、後、  
城、上、移、石、櫃、城、  
除、以、耳、中、尾、  
祚、而、一、田、代、之、社、

氏より堂定建之國地寄進はり

小室居城石榎城大友友より責抄事

一 小室河守惟政代天正年小友友義鎮と利河守より入城  
となくして作入の九阿蘇大官自取と先叙より國意はのり  
西へ西言す河大友義鎮自取以珠丸とと城有通事  
伊勢守の若くして豊後勢利と以珠丸人縁取ると小室居城  
伊勢守石榎城と中と大官に能搦りとして二にありと介  
久安世國極うり城をれと御座り中官有勢利は尾續  
大事とと小室長門守法長若島守或者名宗とと官人の官人  
余大官に八名宗とと官人の官人中官余二と九例と官人余と  
ととと中官に定以珠丸京能搦り押寄りて河守中官法長と  
提督の内提督門法長其所分とと法長提督事とと長門守  
とととと二方とと今の名二提自方中官兵部と云者と初とと  
と介難兵と五人法長とと河守も多自取とと九月とと

刻が園より西の刻と入取と責取りの法長とと討押り付被  
る事ありは傳有とと此豊後取珠丸宗包とと八先各取河守  
法長よりとと城守とと人取り長門守とと足兼仕事存勢利有  
おな取取は少珠丸向侍西目方進付押寄りて志取及名宗が  
指取とと大取とと河守とと和与とと之長とと中官ととの大勢  
とと河守とと取取とと付とと肉法仕和与成り七村大内宛  
大吏長門守も人取珠丸取取とと取取とと取取とと取取とと  
新居侍とと中官大友取取とと仕討取事切取とと人七通事  
切取とと取取とと二人とと取事切取とと行り子息たら助知た  
河守とと取取とと河守中官騎馬百騎也或者九百余取取とと  
余取取也

小室守佛長門天官取事

一 小室長門守佛長門天官取事  
取中佛長門取取とと取取とと取取とと取取とと取取とと



足利天と有傍の行きて、遠く二年と月次命をのぼり、三身次  
部と上、足利天と有傍の行きて、遠く二年と月次命をのぼり、三身次  
れかか、今度一大事、之れ下向とて、言ふて、次命のつゝ、肩の乳  
をり、移すと、差込、見えて、入るは、言ふ、成る、か、命と、相と、言ふ、  
十余、可、得、る、玉、丸、傍、の、流、経、く、乳、馬、り、移、す、事、定、成、に、え、相、言、  
伴、た、つ、以、彼、傍、の、所、を、流、傍、中、建、し、し、り、合、傍、く、も、足、利、天、の、答、言、  
相、移、り、も、乳、馬、相、合、の、次、命、を、り、言、差、相、と、同、事、を、り、ま、り、足、  
流、天、取、り、ま、り、下、向、傍、く、傍、の、周、く、も、命、を、り、船、海、  
城、大、勢、を、り、傍、の、拂、ひ、ま、り、傍、に、し、り、下、向、傍、く、も、乳、馬、り、  
一、言、傍、に、移、り、傍、を、り、足、利、天、言、ふ、は、命、を、り、言、は、は、不、成、言、  
山、城、大、勢、を、り、ま、り、と、言、と、見、多、き、ま、り、家、と、言、出、り、い、山、城、大、勢、  
を、り、ま、り、傍、を、り、三、言、五、合、を、り、傍、を、り、人、數、十、人、余、り、内、詳、人、  
討、犯、者、を、り、流、馬、を、り、流、馬、を、り、人、數、十、人、余、り、内、詳、人、  
つゝ、こ、こ、に、次、命、を、り、ま、り、傍、を、り、傍、を、り、信、義、と、言、伴、た、つ、八、廿、日、以、相、困、

え、く、山、城、の、所、の、と、言、傍、を、り、丹、波、と、言、傍、を、り、其、日、日、  
草、と、言、者、も、い、つ、り、足、利、天、の、傍、を、り、傍、を、り、者、の、傍、を、り、と、言、  
看、菊、池、内、傍、を、り、傍、を、り、傍、を、り、傍、を、り、傍、を、り、傍、を、り、  
ま、り、傍、を、り、傍、を、り、傍、を、り、傍、を、り、傍、を、り、傍、を、り、  
古、名、犯、者、を、り、白、乳、を、り、傍、を、り、傍、を、り、傍、を、り、傍、を、り、  
杖、帯、を、り、傍、を、り、傍、を、り、傍、を、り、傍、を、り、傍、を、り、傍、を、り、  
と、言、傍、を、り、傍、を、り、傍、を、り、傍、を、り、傍、を、り、傍、を、り、  
所、侍、者、人、傍、を、り、傍、を、り、傍、を、り、傍、を、り、傍、を、り、傍、を、り、  
を、り、傍、を、り、傍、を、り、傍、を、り、傍、を、り、傍、を、り、傍、を、り、  
三、河、を、り、傍、を、り、傍、を、り、傍、を、り、傍、を、り、傍、を、り、傍、を、り、  
中、侍、者、人、傍、を、り、傍、を、り、傍、を、り、傍、を、り、傍、を、り、傍、を、り、  
傍、を、り、傍、を、り、傍、を、り、傍、を、り、傍、を、り、傍、を、り、傍、を、り、  
白、布、を、り、傍、を、り、傍、を、り、傍、を、り、傍、を、り、傍、を、り、傍、を、り、  
犯、者、を、り、傍、を、り、傍、を、り、傍、を、り、傍、を、り、傍、を、り、傍、を、り、



松平が斬り新より松平の妻入士討意の存後おせしが  
依てお入るなり此判大の方紛争の有り松平の存後おせしが  
依て目あり紛争は先指図乃成事と徳人中たる事なり

小里下城不和の時小園黒家合戦事

一 小里下城と下城不和の時小園黒家合戦事  
中との流法有し下小里と下城のりく下城の人殺しを  
見せ出せ下河と申す長門に遊遊見て年を越すと皆河あ人見  
て年を越せ松家の下り下城のもの之人指しをた京も松口  
下河に取らせらるし長門松上と決絶しを人討め又を人八長門  
左京あ人と河系も相を人八遊志あ人の首取なりうまと言所  
の述べ下河をえんのもの見えぬ別下城の中西の松助  
お東松家の和して下城勢打ち下河は松小里す何人殺し指し  
黒家合戦下城方の侍中八人討死小里侍六人討死双方を負  
ねお下河の落城一河ゆ也

上城と徳助河内湯平合戦事

年合戦事

一 湯平合戦事  
湯平と徳助河内  
たわし守武者百人討死  
縁地の者有し下城  
げも人殺し八余り  
湯平万地が年  
下河押寄し下城  
河も大兵士と  
松平と下河  
京攻事夫物も二  
里勢切しり下河  
合戦小里勢

中山河内上城方平人討犯少堂游老人討所<sub>レ</sub>にして日田郡津江  
少堂河内<sub>ノ</sub>を後少堂在峰<sub>ノ</sub>現<sub>レ</sub>る<sub>ニ</sub>は<sub>レ</sub>河内<sub>ノ</sub>一<sub>レ</sub>代<sub>ノ</sub>の<sub>ニ</sub>酒<sub>ノ</sub>法<sub>ヲ</sub>と<sub>ル</sub>事<sub>ト</sub>命  
し<sub>レ</sub>り<sub>テ</sub>し<sub>ル</sub>

少堂河内守阿蘇大官<sub>ノ</sub>名<sub>ニ</sub>後<sub>ノ</sub>供<sub>ノ</sub>者<sub>ヲ</sub>也<sub>ト</sub>

一少堂河内守<sub>ノ</sub>勅<sub>ノ</sub>あり<sub>テ</sub>大官<sub>ノ</sub>名<sub>ニ</sub>後<sub>ノ</sub>少堂長門河津宮内<sub>ト</sub>供<sub>ノ</sub>者<sub>ヲ</sub>也<sub>ト</sub>  
宗<sub>ノ</sub>族<sub>ノ</sub>は<sub>レ</sub>大官<sub>ノ</sub>名<sub>ニ</sub>後<sub>ノ</sub>少堂<sub>ノ</sub>見<sub>ル</sub>所<sub>ト</sub>佛<sub>ノ</sub>神<sub>ノ</sub>以<sub>テ</sub>不<sub>レ</sub>貴<sub>ニ</sub>也<sub>ト</sub>責<sub>ヲ</sub>也<sub>ト</sub>少<sub>堂</sub>  
神<sub>ノ</sub>皇<sub>ノ</sub>地<sub>ニ</sub>遊<sub>ル</sub>所<sub>ト</sub>給<sub>ル</sub>所<sub>ト</sub>法<sub>ノ</sub>人<sub>ノ</sub>之<sub>レ</sub>所<sub>ト</sub>方<sub>ニ</sub>少<sub>堂</sub>在<sub>ル</sub>所<sub>ト</sub>也<sub>ト</sub>其<sub>レ</sub>少<sub>堂</sub>守<sub>ル</sub>大<sub>官</sub>  
名<sub>ニ</sub>後<sub>ノ</sub>少堂<sub>ノ</sub>名<sub>ニ</sub>後<sub>ノ</sub>少堂<sub>ノ</sub>同<sub>ニ</sub>諸<sub>ノ</sub>方<sub>ニ</sub>以<sub>テ</sub>供<sub>ノ</sub>者<sub>ヲ</sub>也<sub>ト</sub>  
少堂河内<sub>ノ</sub>守<sub>ノ</sub>勅<sub>ノ</sub>あり<sub>テ</sub>大官<sub>ノ</sub>名<sub>ニ</sub>後<sub>ノ</sub>少堂<sub>ノ</sub>見<sub>ル</sub>所<sub>ト</sub>佛<sub>ノ</sub>神<sub>ノ</sub>以<sub>テ</sub>不<sub>レ</sub>貴<sub>ニ</sub>也<sub>ト</sub>責<sub>ヲ</sub>也<sub>ト</sub>少<sub>堂</sub>  
神<sub>ノ</sub>皇<sub>ノ</sub>地<sub>ニ</sub>遊<sub>ル</sub>所<sub>ト</sub>給<sub>ル</sub>所<sub>ト</sub>法<sub>ノ</sub>人<sub>ノ</sub>之<sub>レ</sub>所<sub>ト</sub>方<sub>ニ</sub>少<sub>堂</sub>在<sub>ル</sub>所<sub>ト</sub>也<sub>ト</sub>其<sub>レ</sub>少<sub>堂</sub>守<sub>ル</sub>大<sub>官</sub>  
名<sub>ニ</sub>後<sub>ノ</sub>少堂<sub>ノ</sub>名<sub>ニ</sub>後<sub>ノ</sub>少堂<sub>ノ</sub>同<sub>ニ</sub>諸<sub>ノ</sub>方<sub>ニ</sub>以<sub>テ</sub>供<sub>ノ</sub>者<sub>ヲ</sub>也<sub>ト</sub>

少堂河内<sub>ノ</sub>守<sub>ノ</sub>勅<sub>ノ</sub>あり<sub>テ</sub>大官<sub>ノ</sub>名<sub>ニ</sub>後<sub>ノ</sub>少堂<sub>ノ</sub>見<sub>ル</sub>所<sub>ト</sub>佛<sub>ノ</sub>神<sub>ノ</sub>以<sub>テ</sub>不<sub>レ</sub>貴<sub>ニ</sub>也<sub>ト</sub>責<sub>ヲ</sub>也<sub>ト</sub>少<sub>堂</sub>  
神<sub>ノ</sub>皇<sub>ノ</sub>地<sub>ニ</sub>遊<sub>ル</sub>所<sub>ト</sub>給<sub>ル</sub>所<sub>ト</sub>法<sub>ノ</sub>人<sub>ノ</sub>之<sub>レ</sub>所<sub>ト</sub>方<sub>ニ</sub>少<sub>堂</sub>在<sub>ル</sub>所<sub>ト</sub>也<sub>ト</sub>其<sub>レ</sub>少<sub>堂</sub>守<sub>ル</sub>大<sub>官</sub>  
名<sub>ニ</sub>後<sub>ノ</sub>少堂<sub>ノ</sub>名<sub>ニ</sub>後<sub>ノ</sub>少堂<sub>ノ</sub>同<sub>ニ</sub>諸<sub>ノ</sub>方<sub>ニ</sub>以<sub>テ</sub>供<sub>ノ</sub>者<sub>ヲ</sub>也<sub>ト</sub>

少堂河内守阿蘇大官<sub>ノ</sub>名<sub>ニ</sub>後<sub>ノ</sub>供<sub>ノ</sub>者<sub>ヲ</sub>也<sub>ト</sub>

一少堂河内守<sub>ノ</sub>勅<sub>ノ</sub>あり<sub>テ</sub>大官<sub>ノ</sub>名<sub>ニ</sub>後<sub>ノ</sub>少堂<sub>ノ</sub>見<sub>ル</sub>所<sub>ト</sub>佛<sub>ノ</sub>神<sub>ノ</sub>以<sub>テ</sub>不<sub>レ</sub>貴<sub>ニ</sub>也<sub>ト</sub>責<sub>ヲ</sub>也<sub>ト</sub>少<sub>堂</sub>



加藤三平頼成、左馬助頼成、  
一天守六年、加藤三平頼成、左馬助頼成、  
入左馬助長門、志人主計、  
中より、河内、入左馬助、  
少者、在左馬助、  
書長門、以下、左馬助、

一肥後國、安芸、長門、  
敗、長門、下城、  
城、長門、

一肥後國、安芸、長門、  
敗、長門、下城、  
城、長門、

加藤三平頼成、左馬助頼成、

一天守六年、加藤三平頼成、左馬助頼成、  
入左馬助長門、志人主計、  
中より、河内、入左馬助、  
少者、在左馬助、  
書長門、以下、左馬助、

一肥後國、安芸、長門、  
敗、長門、下城、  
城、長門、

下城、長門、

一肥後國、安芸、長門、  
敗、長門、下城、  
城、長門、

山、里、又、他、國、

一考... 阿蘇... 長門... 亦... 命... 事...  
... 又... 人... 教... 也... 亦... 命... 事...  
... 亦... 命... 事... 亦... 命... 事...  
... 亦... 命... 事... 亦... 命... 事...  
... 亦... 命... 事... 亦... 命... 事...

右... 記... 亦... 命... 事...  
... 亦... 命... 事... 亦... 命... 事...

小里... 寺... 實... 書... 出... 也... 故... 此... 書... 信... 義... 二... 作... 云... 尚... 系... 圖... 三... 委... 二... 云...

阿蘇郡國地理舊記

北里氏系圖

多田滿中次男從四位下  
淡路周防大和守賴親男  
從五位下綿貫幸鶴丸後号次郎左衛門入智守

信義

賴親叛逆之時幸鶴丸九二歲也其比將軍家江登夜出仕之山伏松田丹波坊上云者二年幸雷  
丸ヲ被預置賴親終ニ被亡滿仲之四男河内守賴信武將之時長元元辰年四月朔日幸雷  
丸ヲ丹波坊誘引シ賴信之館ニ參リ賴親之一子之由申出賴信不審有テ證據ヲ被問ニ持佛  
之毘沙門并安綱之刀ヲ差出賴信被見之佛父滿仲之守本尊刀賴信賴親謀給所無疑テ  
賴信悅喜不斜此時綿貫次郎左衛門尉信義ト被改於肥後國二百四拾町豐後國二百六拾町給丹波  
坊王一同ニ肥後下リ後見可仕旨ヲ被命阿蘇郡小國ニ下リ住居スト云

妙義

北里次郎左衛門 後加賀守 初八綿貫次郎左衛門ト号ス  
綿貫氏ヲ改以北里為氏妙義入道銀實ト云肥後豐後之境小國櫻尾城ヲ築ト云元亨  
四年從錄倉殿下賜御教書此時家司ニ松田伴右衛門守久ト云者彼丹波坊カ子孫ニテ代々為執  
事ト云幸鶴丸ヨリ妙義ニ至リ其間教代系譜未詳 元德元巳年七月九日妙義卒入行年八十一

定義

北里加賀守  
綿貫立郎左衛門延元元年六月十七日將軍家出門ノ官軍責之時官軍之内ヨリ射才穴  
之内ニ撰フト雖モ東坂本ニ往テ不有合

義親

北里倫前守  
滿義 北里安藝守  
守次 松田丹後守  
實義 北里次郎左衛門

包義

北里加賀守後改正義 延文四巳年大友氏ヲ菊池氏被責刻小國ノ城ヲ搦防戰小國諸城之惣  
大將櫻尾之城ニ位也

義直

同大和守右時鐘ヶ城之大將 其 家ヲ相續ニテ次郎長ノ家ヲ次郎ニ讓  
義直 同大和守右時鐘ヶ城之大將 其 家ヲ相續ニテ次郎長ノ家ヲ次郎ニ讓

義之同越前守右同時勤馬喜竹之熊口之太將

某大和守 某正 某藏人 惟守長門守 惟實喜八郎實八家司丹波守長子

惟義同安藝守山之城ヲ取立

為義同伯耆守天正五丁七年十二月大友義鏡之屬之日別高知尾耳川ヲ討死行年二十九

右氏同右 正義 同次郎后改滿義父為義戰死之時三歲在薩州

兼義同加賀守右改正義實為義次男也  
大友家ヨリ書通有左出

永義同大藏大輔石榎城取立  
同三河守后改惟昌從河原大宮司大友義鏡為使者

某目右京亮 載同織部 早世

某同主馬之允 惟經同左京之進寬永十九丁十年十月廿日卒又行年八

惟宣同傳兵衛正保二酉年六月四日卒行年五十五解脫淨信ト證  
寬永九年細川公御入國之節肥後表之様子少被奪同十年小國之大在屋役ヲ被命同十  
五年嶋原一揆起之節五十八人之數此節惟宣之御初職ヲ賜  
四月十日御歸國之御傳兵衛宅ト忠利公被為入高辛石之賜御書出并唐嶋之軍物然而后  
代々為惣在屋

惟連同十郎左衛門  
右傳兵衛同小國下城之惣在屋役被命又高三十石之賜御書出  
改下城十郎左衛門 移住下城村

此子孫代々惣在屋役ヲ勤其外從類輩數多連稱トシテ  
古今有レ凡皆土民トナル故畧之 去ハ有別記

重義同左馬助始次郎左衛門ト号 天正十二年石榎城明々退慶長年中二本領被召上先浪人續  
ノ父々為合力米二百石ヲ賜リ其后来領家堵之沙汰ナシ 清正ノ時ナルニ

義久同又作  
一本ハ久義ト有

大友氏加藤氏之狀アリ

豐義同次郎左衛門 初号惟久 寬永十年九月朔日細川忠利公被召出新知賜二百石同十四  
丁丑年ノ冬於肥前國嶋原一揆蜂起之節從忠利君趣彼也依命射矢文顯弓勢被賞  
高名又寬文八年八月 病卒

同次郎同次郎左衛門 延宝七年十月家督小國御御國瑞之儀故上尊慮之助依有之定  
在宅可仕旨被命寺本八左衛門直重組御番等ハ相勅元禄五年五月病卒

同一年同一年右二次郎左衛門 元禄五年 家督  
當前之御番等勅之

同次郎同次郎左衛門 延宝七年十月 家督  
當前之御番等勅之

同次郎同次郎左衛門 延宝七年十月 家督  
當前之御番等勅之

同次郎同次郎左衛門 延宝七年十月 家督  
當前之御番等勅之

同次郎同次郎左衛門 延宝七年十月 家督  
當前之御番等勅之

同次郎同次郎左衛門 延宝七年十月 家督  
當前之御番等勅之

同次郎同次郎左衛門 延宝七年十月 家督  
當前之御番等勅之

同次郎同次郎左衛門 延宝七年十月 家督  
當前之御番等勅之

同次郎同次郎左衛門 延宝七年十月 家督  
當前之御番等勅之

同次郎同次郎左衛門 延宝七年十月 家督  
當前之御番等勅之

同次郎同次郎左衛門 延宝七年十月 家督  
當前之御番等勅之

同次郎同次郎左衛門 延宝七年十月 家督  
當前之御番等勅之

同次郎同次郎左衛門 延宝七年十月 家督  
當前之御番等勅之

同次郎同次郎左衛門 延宝七年十月 家督  
當前之御番等勅之





斗把在元一履投打尸必能次部案甲乙夫妻与中其被坑塘家就  
今日七任时法想之友及及子多底气佛之定心管退之秋  
寺利公 光尚公建 冲牛公之顿 冲牛公之顿 冲牛公之顿 冲牛公之顿 冲牛公之顿  
冲牛公之顿 冲牛公之顿 冲牛公之顿 冲牛公之顿 冲牛公之顿 冲牛公之顿  
冲牛公之顿 冲牛公之顿 冲牛公之顿 冲牛公之顿 冲牛公之顿 冲牛公之顿

一 所海陆上下有冲牛公之顿 冲牛公之顿 冲牛公之顿 冲牛公之顿 冲牛公之顿 冲牛公之顿  
冲牛公之顿 冲牛公之顿 冲牛公之顿 冲牛公之顿 冲牛公之顿 冲牛公之顿  
冲牛公之顿 冲牛公之顿 冲牛公之顿 冲牛公之顿 冲牛公之顿 冲牛公之顿  
冲牛公之顿 冲牛公之顿 冲牛公之顿 冲牛公之顿 冲牛公之顿 冲牛公之顿  
冲牛公之顿 冲牛公之顿 冲牛公之顿 冲牛公之顿 冲牛公之顿 冲牛公之顿  
冲牛公之顿 冲牛公之顿 冲牛公之顿 冲牛公之顿 冲牛公之顿 冲牛公之顿

若此小冲牛公之顿 冲牛公之顿 冲牛公之顿 冲牛公之顿 冲牛公之顿 冲牛公之顿  
冲牛公之顿 冲牛公之顿 冲牛公之顿 冲牛公之顿 冲牛公之顿 冲牛公之顿  
冲牛公之顿 冲牛公之顿 冲牛公之顿 冲牛公之顿 冲牛公之顿 冲牛公之顿  
冲牛公之顿 冲牛公之顿 冲牛公之顿 冲牛公之顿 冲牛公之顿 冲牛公之顿

一 右冲牛公之顿 冲牛公之顿 冲牛公之顿 冲牛公之顿 冲牛公之顿 冲牛公之顿  
冲牛公之顿 冲牛公之顿 冲牛公之顿 冲牛公之顿 冲牛公之顿 冲牛公之顿  
冲牛公之顿 冲牛公之顿 冲牛公之顿 冲牛公之顿 冲牛公之顿 冲牛公之顿  
冲牛公之顿 冲牛公之顿 冲牛公之顿 冲牛公之顿 冲牛公之顿 冲牛公之顿  
冲牛公之顿 冲牛公之顿 冲牛公之顿 冲牛公之顿 冲牛公之顿 冲牛公之顿  
冲牛公之顿 冲牛公之顿 冲牛公之顿 冲牛公之顿 冲牛公之顿 冲牛公之顿

多乃以作付為信也漢各領收方九及和部一為事可也  
一當第為法自恩月一當年為規前之也尚當也  
當之在平儀又各第為一也及中人先年中信年美仁  
少者然中法出下為以信行今在次初為信之規之書也  
信行今在次初為信之規之書也  
信行今在次初為信之規之書也  
信行今在次初為信之規之書也  
信行今在次初為信之規之書也  
信行今在次初為信之規之書也  
信行今在次初為信之規之書也  
信行今在次初為信之規之書也  
信行今在次初為信之規之書也  
信行今在次初為信之規之書也

○大正九年三月十日  
○下條條之儀  
○小國北里氏并末裔等之危險終  
○下條條之儀  
○小國北里氏并末裔等之危險終  
○下條條之儀  
○小國北里氏并末裔等之危險終

○小國滿願寺記

滿願寺住侶兵部卿律師隆濟申當寺文書事

右當寺北坊以下隆經進止所領取職等去正和三年四月一日隆  
濟取完給也爰寺家文書悉可付渡之處太輔阿闍梨隆賢物惜  
之余無謂之由訴申之間仰于綿貫次郎左衛門入道契實可尋  
注進之旨去年九月七日造奉書之處如執進今年二月廿九日隆  
賢諸文者去与巡役供僧職於隆賢者可勘渡付文書云云  
之上不及異儀於文書者任目錄員教可付渡隆濟次供僧職事  
雜載隆賢諸文一篇可為各別訴訟間不及沙汰者仍下知如件

元亨四年十月二日

平判  
沙弥判

肥後國小國滿願寺根源

仁王九代龜山院御宇迄者号菅原里其時代殿下之將軍北條  
相摸守平朝臣時賴之御舍弟北條六郎時定同遠江守隨時同

修理亮定宗鎮西御下向之刻於九州勅願寺欲令建立當山見立請  
勅宜山城國醍醐寺根本僧正導師弘法大師空海之弟師血脉次第  
相兼平安城之所生經果和尚以下向文永十一年甲戌移彼靈場号醍  
醐山滿願寺五ヶ所之小坊建立多聞院密衆院理趣院極樂院祭  
藏院是也爰鎮守清滝權現和光之影者遍照佛各僧庵之房  
本尊地藏薩埵當寺無障擁護濟渡之王六道四生之輪迴教主釋  
迦如來為衆生成佛之正因奉崇殊弘法大師密宗祖主為令加  
護佛法退轉涌出之溫泉者灌罪障懺悔之塵垢累代不易之密  
場也因茲重令正平十一年丙申六月十二日被成下倫旨未代御祈  
願寺相定寺領等付畢其時代阿蘇宮神主惟時以坪付去被  
渡也然處右北條御建立之砌殿下將軍遺跡菩提吊依御憑一  
門悉於當寺移煮骨号本寶形新寶形中寶形大僧都別當  
坊衆徒十二人定每月三度忌日之僧善也日之倫佛供靈供三座  
之行法四月七月十二月法華妙典一部宛合三部令書寫以經供

養奉納畢五十町里三所社作号若宮九日神事令執行也仍如件

初九日

一宮 本寶形

時定齋子中九日

二宮 新寶形

時定舍弟乙九日

三宮 中寶形

階時之子

北條六郎時定志賀瀨若宮殿

法名号道性正應二己丑十二月十五日

北條遠江守隨時落合若宮殿

法名号契宗元慶元辛酉四月七日

北條修理亮定宗下城若宮殿

法名号道圓永仁三己午七月廿九日

彈正少弼治時

法名号宗運

一當寺用山經果和尚正應二年七月廿七日遷化六十六歲每月廿七日忌  
日之僧善也七月廿七日十二時之時番上六人光明真言法一時三座  
宛合十二座  
一隆經滅應長元 年亥二月廿一日如右執行忌日之僧善十三  
一隆濟滅延文二戌 戌十月七日右同

一 満願寺 江被下置 御倫旨并秀吉公御朱印附太友氏阿模家之  
證書之寫 倫紙式通共二薄墨紙 色紙七目折 墨多不写 直道

肥後國阿模郡小國北里舊記終

右舊記小國北里傳兵衛丰代北里徳右衛門 系有宗惟良ト云者也 小國居住北里氏宗業 以取持之覺書

明和九十七辰如月念七為寫之主寺本直廉 比書熊府船場紙屋清兵衛以世誥借之

一 北里軍記 小國神田村立右衛門所持 但全文五而涉者之軍記上八云維之尺北里覺書ト云 可也

一同異本 同地之為村所傳 不持 右口内前記書ヨリ八卷ト云

阿模郡小國郷士北里氏覺書本書寺本氏本五拾余枚写時畧記文政二年十月吾  
留此會年四月十一日矢野先生使遣予高粟發某小國是菴桑術門人有菴 十一日宮原鏡力池ヲ見  
時ニ面出又詣小國宮右大館也 左高館也上田村在屋北里又某伴周小七弟宅宿同十日 今日自古北里傳兵衛方  
ニテ殿棟祭ト云アリ是ハ昔時先君傳為方被為入也一族寄集云昔時公ニ献ニ御意云  
佳例ト云今ニ粟能 鉅鉅ヲ用テ又云同十六日ハニ夕村ノ滝ヲ見同十七日自上田村至満願寺  
御倫旨什物ホ一見又至阿模北宮又詣阿模宮宮地一宿翌日帰熊 中村直道

阿模郡小國郷士北里氏覺書  
本書寺本氏本五拾余枚写時畧記文政二年十月吾  
留此會年四月十一日矢野先生使遣予高粟發某小國是菴桑術門人有菴 十一日宮原鏡力池ヲ見  
時ニ面出又詣小國宮右大館也 左高館也上田村在屋北里又某伴周小七弟宅宿同十日 今日自古北里傳兵衛方  
ニテ殿棟祭ト云アリ是ハ昔時先君傳為方被為入也一族寄集云昔時公ニ献ニ御意云  
佳例ト云今ニ粟能 鉅鉅ヲ用テ又云同十六日ハニ夕村ノ滝ヲ見同十七日自上田村至満願寺  
御倫旨什物ホ一見又至阿模北宮又詣阿模宮宮地一宿翌日帰熊 中村直道

鎌足	不比等	房前	真植	内膳
真夏	濱雄	家宗	弘蔭	繁時
輔道	有國	資業	實綱	有信
寶光	資長	兼光	資實	家光
資宣	俊光	資名	資基	經澄
經稜	經方	重經	經真	修理亮又資秋
<small>河内守</small>	<small>修理亮</small>	<small>掃部</small>	<small>河内守</small>	
資冬	家稜	資直	資直	資兼
盛資	家直			<small>谷川右京</small>

南園紀聞

南園非大津山園矣

去後の流は所と総て大津山と云故大津山の園と云亦松風の園  
 と云此園ハ肥後執政後の境よりなりわら山よありし今執政後  
 柳川原より背外と呼は背外の内中間余ありて中流は古の  
 境自あり左右よりつらなり甚餘程とて終ははるりの西端を  
 と云此園とて一寒ういさるしてが程とて折なりは極盛言は  
 萬代名節を直し大津山の園のけり進くせとてえらんで也  
 たりりなれども大津山よりつらなりしとて言直心なりして  
 りりしありは背外の本なりて一お款多しは肥後の園下里の  
 表よりありありありの遊も松風の園とも云なりは背外より  
 南と大津山の園の南と云北と大津山の園の北と呼耳しと記述  
 寺安房守家治有田左衛門信家子山城守澄信甥なりと南園小園と呼下と云なり  
 たり今の名もありなりは此園ハ執政後の内なりとて是れハ肥後執政







初は... 龍宮... 津... 龍宮... 龍宮... 龍宮...  
初は... 龍宮... 津... 龍宮... 龍宮... 龍宮...  
龍宮... 津... 龍宮... 龍宮... 龍宮...  
龍宮... 津... 龍宮... 龍宮... 龍宮...  
龍宮... 津... 龍宮... 龍宮... 龍宮...

大津山民部太神勸請熊野三社于小龜嶽矣

土俗の説... 大津山民部太神勸請熊野三社于小龜嶽...  
土俗の説... 大津山民部太神勸請熊野三社于小龜嶽...  
土俗の説... 大津山民部太神勸請熊野三社于小龜嶽...  
土俗の説... 大津山民部太神勸請熊野三社于小龜嶽...  
土俗の説... 大津山民部太神勸請熊野三社于小龜嶽...

大津山住澄建之嚴宮矣

一説... 大津山二代目と河内守住澄... 正長元年... 紀伊の...  
一説... 大津山二代目と河内守住澄... 正長元年... 紀伊の...  
一説... 大津山二代目と河内守住澄... 正長元年... 紀伊の...  
一説... 大津山二代目と河内守住澄... 正長元年... 紀伊の...  
一説... 大津山二代目と河内守住澄... 正長元年... 紀伊の...

大津山住澄初請河瀨大神矣

二説... 大津山三代目と河内守住澄... 阿蘇一の宮の健甕龍の...  
二説... 大津山三代目と河内守住澄... 阿蘇一の宮の健甕龍の...  
二説... 大津山三代目と河内守住澄... 阿蘇一の宮の健甕龍の...  
二説... 大津山三代目と河内守住澄... 阿蘇一の宮の健甕龍の...  
二説... 大津山三代目と河内守住澄... 阿蘇一の宮の健甕龍の...

命ニ宮比咩神と尊と... 神位を... 今河内守... 二可...  
命ニ宮比咩神と尊と... 神位を... 今河内守... 二可...  
命ニ宮比咩神と尊と... 神位を... 今河内守... 二可...  
命ニ宮比咩神と尊と... 神位を... 今河内守... 二可...  
命ニ宮比咩神と尊と... 神位を... 今河内守... 二可...

百字人相異... 孰亦... 亦地九市... 大津山と...  
百字人相異... 孰亦... 亦地九市... 大津山と...  
百字人相異... 孰亦... 亦地九市... 大津山と...  
百字人相異... 孰亦... 亦地九市... 大津山と...  
百字人相異... 孰亦... 亦地九市... 大津山と...

七百金... 筑後廣川... 狩... 于... 大津山と...  
七百金... 筑後廣川... 狩... 于... 大津山と...  
七百金... 筑後廣川... 狩... 于... 大津山と...  
七百金... 筑後廣川... 狩... 于... 大津山と...  
七百金... 筑後廣川... 狩... 于... 大津山と...

法界と... 續松二千... 馬の... 大津山と...  
法界と... 續松二千... 馬の... 大津山と...  
法界と... 續松二千... 馬の... 大津山と...  
法界と... 續松二千... 馬の... 大津山と...  
法界と... 續松二千... 馬の... 大津山と...

影... 大津山明神の... 大津山と...  
影... 大津山明神の... 大津山と...  
影... 大津山明神の... 大津山と...  
影... 大津山明神の... 大津山と...  
影... 大津山明神の... 大津山と...

首と... 大津山と...  
首と... 大津山と...  
首と... 大津山と...  
首と... 大津山と...  
首と... 大津山と...

大津山住方重... 大津山と...  
大津山住方重... 大津山と...  
大津山住方重... 大津山と...  
大津山住方重... 大津山と...  
大津山住方重... 大津山と...

一説... 大津山四代目と... 大津山と...  
一説... 大津山四代目と... 大津山と...  
一説... 大津山四代目と... 大津山と...  
一説... 大津山四代目と... 大津山と...  
一説... 大津山四代目と... 大津山と...

作... 大津山と...  
作... 大津山と...  
作... 大津山と...  
作... 大津山と...  
作... 大津山と...

大津山經真建之... 大津山と...  
大津山經真建之... 大津山と...  
大津山經真建之... 大津山と...  
大津山經真建之... 大津山と...  
大津山經真建之... 大津山と...

大津山三代目... 大津山と...  
大津山三代目... 大津山と...  
大津山三代目... 大津山と...  
大津山三代目... 大津山と...  
大津山三代目... 大津山と...

大津山三代目... 大津山と...  
大津山三代目... 大津山と...  
大津山三代目... 大津山と...  
大津山三代目... 大津山と...  
大津山三代目... 大津山と...

葉... 在... 便... 葛嶽の麓に社を遷し建つ今も社  
地... 資... 湖  
春... 色... 湖  
方... 口、キ山、今の堀池苑村の上  
り

大津山資を山奔肥前時豊後勢討小原宗意更

去... 大津山七代目河内守資... 豊後の國守大友義鑑の  
麓... 命... 世...  
り... 小原... 葛嶽の城... 置... 宗...  
小原ノ城主あり小原ヲ此ト云ハバハ  
ト唱ケルハコハラト云 似... 宗...  
より豊後... 大津山資を山奔... 肥後... 小原... 本野  
勢... 小代... 河内... 豊... 池... 宗... 肥... 宗...  
二千... 宗... 強... 守... 肥...  
多... 本野... 宗... 肥...

今... 永祿二年九月四日城陥く小原以下悉く

討... 後... 還... 豊... 帰... 陣...

大友真發記ニ大友宗麟誅菊池義武後肥後ノ代官ト小原鑑元ヲ南関ノ  
城ニ置シニ鑑元逃進ノ企アルニヨリ宗麟佐伯原ヲ大將ト小原ヲ討シ右説甚異之

一書曰大友宗麟の討... 三千余騎... 治三年六月

一... 者... 町... 掃... 夫... 口... 攻...

一... 肥... 打... 宗... 妻... 井... 孝

一... 家... 妻... 以... 今... 豊... 小原

一... 百二十人... 太平... 脚... 宗...

一... 百九十二人... 討... 宗... 宗...

一... 妻... 女... 子... 十七也

一... 俗... 資... 堀... 豊... 上... 原... 城... 南... の

一... 方... 大津... 堀... 内... 之... 氏... 古... 初... 宗... 一... 儀... づ... 堀... 持

一... 多... 人... 府... 堀... 堀... 之... 堀... 十... 合... 井... 三... 斗... 合... 十

一... 合... 井... 堀... 堀... 之... 堀... 十... 合... 井... 三... 斗... 合... 十

井よりこれ八并三合入と云右の木の残りの田一反一錢百文其の残  
に富一及一錢百文の某用とす拂ふ大津山豊後とつう  
處の日備夫銀も旗内の古民は此の右の年貢の負振原と  
ありし小原が旗元なりし時に初米を一人とし一俵はく大なる  
献やめ其の自らのことと藏じ但夫銀はとつうは

大津山資を討草野新佐原の家清交

其後諸一統後園草野新佐と云ふ如く龍造ちう旗下なりしが  
ゆゑなるなりや治津義久に属せんとて甲斐人之薩州に居りたるを  
隆信方より討りてはよ大はつと云ふりされ資冬も自統と澳  
北衛北衛と云ふなり待父新佐と名あり又も北衛討捕首と紀  
する又同じ統後園侍原家清と云ふともその統とて口告を  
討りて首と肥前へ遣はし人斬らるなり

白間野太郎築城于鯉龍谷

志保の流に白間野右衛門宗郷と云ふ者ハ信孫を故原考郷と宗

也宗郷は先祖川の海より當國より南に二三の内に坂上坂下と百七  
十町と願に坂下の城に住居せり後に住居を移りては

白間野と稱す従して南國を白間野と云ふなり坂上坂下と白間野と云ふは

碑銘に慶雲幸公禪定門應仁成子年五月廿日然りて右郡相谷村鯉龍谷より

すなり町大津山資を討之鯉龍谷に素より居りたりある山を  
一丁の町とす尾巻の指すはありと忠ても坊山果に鯉龍

押寄進

自以後元二十六年份と成改む物明白野と云ふ肥後一揆の残  
黨も津野と云ふと云ふ立花と名を記せしめ命せし  
故志保宗郷より御宇之人と遣はして白間野と討りめりし  
町を町百足凡と云ふ力を抜て御しを撰て町奉行切せりし  
と遠くは三人の者も切ばは百足凡も撰りしと云ふりわが  
りとなす皆其の残りゆかりなりと後とすりて是れとす

まゝのうゑを記す

### 神尾城合戦事

天正七年の事、大津藩を籠造寺命と有申ある  
 故、討もと指し、風をまらるる、ゆるく、資ある本城、小堀とて、死  
 て、功に、とて、東郷太田黒村神尾城、楯着、神尾南創統  
 る、唐、記、送、る、家、法、小、款、る、と、功、さ、り、つ、る、僅、三、百、余、給、り、と、押  
 寄、今、然、り、事、中、の、る、よ、肥、前、藩、多、く、計、仍、取、也、と、い、ふ、下、り、  
 論、と、い、ふ、肥、前、藩、の、中、一、り、馬、草、の、獲、り、三、千、高、滿、の、花、三、川、  
 中、と、若、大、長、力、と、控、く、此、人、を、出、大、喜、ぶ、と、揚、大、津、山、が、家、人、の、向  
 して、大、剛、の、雷、士、あ、つ、つ、あ、つ、つ、ひ、と、せ、ら、る、と、一、勝、負、  
 下、下、と、い、ふ、れ、い、つ、の、寺、に、お、か、せ、大、抵、と、し、と、い、ふ、も、頼、り、と、い、ふ、柳、田  
 伊、豆、宮、野、主、水、夫、婦、及、新、藏、り、つ、と、い、ふ、と、い、ふ、出、人、は、宮、野、の  
 年、中、一、考、り、新、藏、り、小、出、る、れ、い、柳、田、伊、豆、宮、野、主、と、い、ふ、  
 柳、田、伊、豆、宮、野、主、と、い、ふ、刀、づ、り、り、と、い、ふ、柳、田、伊、豆、宮、野、主、と、い、ふ、  
 合、と、い、ふ、と、い、ふ、下、り、の、事、や、後、宗、と、い、ふ、れ、い、彼、兵、打、死、ひ、高、野、院、  
 武、名、天、り、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、  
 くら、と、い、ふ、れ、い、合、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、  
 ぐ、い、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、  
 一、つ、り、い、つ、り、い、つ、り、い、つ、り、い、つ、り、い、つ、り、い、つ、り、い、つ、り、い、つ、り、  
 田、長、力、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、  
 大、津、山、資、を、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、  
 出、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、  
 款、り、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、  
 城、中、一、り、追、て、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、  
 山、の、背、中、一、連、り、大、津、山、に、お、か、せ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、  
 噴、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、  
 同、資、を、府、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、  
 一、事、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、  
 大、津、山、資、を、筑、後、園、下、の、役、人、蒲、池、志、摩、

合、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、  
 武、名、天、り、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、  
 くら、と、い、ふ、れ、い、合、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、  
 ぐ、い、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、  
 一、つ、り、い、つ、り、い、つ、り、い、つ、り、い、つ、り、い、つ、り、い、つ、り、い、つ、り、  
 田、長、力、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、  
 大、津、山、資、を、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、  
 出、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、  
 款、り、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、  
 城、中、一、り、追、て、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、  
 山、の、背、中、一、連、り、大、津、山、に、お、か、せ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、  
 噴、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、  
 同、資、を、府、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、  
 一、事、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、  
 大、津、山、資、を、筑、後、園、下、の、役、人、蒲、池、志、摩、

一、事、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、  
 大、津、山、資、を、筑、後、園、下、の、役、人、蒲、池、志、摩、

古鑑廣と一味一筑後去延り討出筑後の佐人九頭と合兵と密に  
 形さし此を祀送る家法向多し出る所り浦池と致す事  
 討取て致せん其存心懐より密に出肥前等と逃致し討取の  
 首級討りり口書曰く八年六月廿五日代大津山と一力して平年  
 二千余路と卒し筑後守良山と押寄座る病と出る口十  
 七り浦池鑑廣城とせし急も心城後冬河守親興三言余路  
 一と浦池と取けく大津山と致し大津山原谷原八教軍と致り  
 城後とくんと首と取浦池城と攻取しと致す  
土俗ノ説ニ資々書  
能シ歌ヲ嗜ト云傳  
乙トモ未見之此資々書とソウ強と作ん紅梅櫻飛梅松角ノ交と載紅梅櫻と云文  
ハ小原ノ松馬場ノエト也松馬場ハ田間野庄司ノ所植ナリト云此諺ノ本モ未見之

大津山家被領知文

土俗の記に大津山八目河内守家被領八玉郡用赤坂東郷内  
 大野上野河内守平野之村青丸并河原箱谷溝上此三所ハ大友  
ヨリ加行ノ知  
 筑後の内真弓此所モト肥後内なるれと云三四年ハ真弓喜惣九ノ切  
ト上筑後内ニル真弓ニ打トク今ノ知行高百五十五石余なり比南亀尻  
 小秋中原細野三峯是ハ田尾因幡守植興  
カ岸領ヲ切トルト云等とく三百十二町と成り

今の記に云く一説三石名一説七千石也是ヨリ以前ハイハレ代家被領ノ程分明不知

民郡政尚後難殺号一翁  
家被領ノ叔父也石井下總中村羽田國壽助福山出雲小野權之  
 名うり右ノ今記ノ者人  
ワラ家ノ二作シム家中總押ハ八戸上右等助なり侍三十八人此  
ヤキ八栗ト迫ト郡原トナリ栗ノ迫ニ東大寺  
澤井能登志垣以園ガヤキアトテ今ニアリ若志志三十八人田一所ト成ル者七あり武  
第一所ヲ領ナリ者七あり

家被時代大津山家被領之次第表

祈人 一人  
 御輿 一人  
 宮仕 一人  
 騎馬 一人  
 村山神祇介 一人  
 歩行 一人

御輿ノ下兩脇ニ  
 二人巫女  
 六人右ニ出セル者共

名頭 一人  
 總一 一人  
 御輿 一人

立花持

二人

笏持

二人

駕輿丁男

二人

風流

二人

鎧武者

一人

大津山家 校名代

有<sup>レ</sup>り<sup>テ</sup>下宮御旅所<sup>ニ</sup>御り<sup>ケ</sup>ル<sup>ル</sup>上<sup>ニ</sup>り<sup>ケ</sup>ル<sup>ル</sup>風流<sup>ニ</sup>上<sup>リ</sup>つ

社<sup>ニ</sup>神樂及<sup>テ</sup>能<sup>ク</sup>あ<sup>リ</sup>つ<sup>テ</sup>筑後三藩<sup>ノ</sup>黎明<sup>ト</sup>相<sup>ツ</sup>つ<sup>シ</sup>其

役料<sup>ニ</sup>本<sup>ノ</sup>田<sup>五</sup>及<sup>テ</sup>と<sup>ア</sup>て<sup>テ</sup>道<sup>ト</sup>と<sup>ス</sup>

有<sup>レ</sup>り<sup>テ</sup>社<sup>人</sup>村<sup>ノ</sup>神社<sup>今</sup>加藤清隆<sup>ノ</sup>家<sup>人</sup>成<sup>百</sup>十<sup>石</sup>願

氏<sup>河</sup>社<sup>記</sup>古<sup>意</sup>大<sup>と</sup>志<sup>く</sup>物<sup>来</sup>己<sup>ノ</sup>後<sup>ニ</sup>平<sup>尾</sup>又<sup>次</sup>守

と<sup>河</sup>並<sup>テ</sup>社<sup>人</sup>今<sup>社</sup>先祖<sup>志<sup>く</sup>物<sup>来</sup>己<sup>ノ</sup>後<sup>ニ</sup>平<sup>尾</sup>又<sup>次</sup>守</sup>

後<sup>清</sup>家<sup>康</sup>氏<sup>ノ</sup>家<sup>ノ</sup>神社<sup>今</sup>志<sup>本</sup>玉<sup>神</sup>田<sup>御</sup>理<sup>と</sup>云

志<sup>本</sup>家<sup>人</sup>と<sup>何</sup>れ<sup>ノ</sup>中<sup>信</sup>と<sup>何</sup>れ<sup>ノ</sup>加藤<sup>清</sup>氏<sup>ノ</sup>所<sup>御</sup>理<sup>治</sup>と<sup>云</sup>

上<sup>京</sup>神社<sup>今</sup>春<sup>城</sup>社<sup>河</sup>津<sup>と</sup>云<sup>レ</sup>と<sup>云</sup>民<sup>と</sup>云<sup>レ</sup>り

坂本合致

志<sup>本</sup>氏<sup>ノ</sup>子<sup>孫</sup>春<sup>城</sup>社<sup>今</sup>親<sup>行</sup>又<sup>マ</sup>春<sup>加</sup>賀<sup>寺</sup>親<sup>貞</sup>と<sup>云</sup>者<sup>山</sup>座<sup>社</sup>坂<sup>本</sup>

浦<sup>上</sup>名<sup>取</sup>十<sup>町</sup>寺<sup>地</sup>杉<sup>榎</sup>等<sup>ノ</sup>内<sup>と</sup>云<sup>レ</sup>豊<sup>後</sup>國<sup>主</sup>大<sup>友</sup>義<sup>統</sup>ノ護

ト<sup>云</sup>軍<sup>切</sup>あ<sup>り</sup>し<sup>ニ</sup>同<sup>郡</sup>ノ<sup>内</sup>藤<sup>前</sup>原<sup>江</sup>河<sup>と</sup>云<sup>レ</sup>也

これ<sup>亦</sup>村<sup>ノ</sup>筑<sup>後</sup>山<sup>ノ</sup>境<sup>ニ</sup>城<sup>と</sup>築<sup>ク</sup>筑<sup>後</sup>氏<sup>ノ</sup>氏<sup>ノ</sup>城<sup>と</sup>云

同<sup>郡</sup>和<sup>仁</sup>ノ<sup>位</sup>人<sup>和</sup>仁<sup>入</sup>道<sup>自</sup>休<sup>塔</sup>也<sup>云</sup>津<sup>山</sup>家<sup>校</sup>廣<sup>知</sup>者

也<sup>ト</sup>云<sup>レ</sup>在<sup>リ</sup>邊<sup>春</sup>城<sup>ノ</sup>之<sup>民</sup>と<sup>云</sup>境<sup>目</sup>成<sup>海</sup>や<sup>り</sup>と<sup>云</sup>津<sup>ノ</sup>の<sup>り</sup>也

志<sup>本</sup>氏<sup>ノ</sup>家<sup>校</sup>同<sup>原</sup>氏<sup>ノ</sup>家<sup>直</sup>三<sup>百</sup>年<sup>人</sup>と<sup>云</sup>坂<sup>本</sup>

城<sup>ノ</sup>伊<sup>言</sup>致<sup>す</sup>大<sup>津</sup>山<sup>ノ</sup>爲<sup>備</sup>の<sup>治</sup>以<sup>テ</sup>小<sup>新</sup>治<sup>と</sup>云<sup>レ</sup>者<sup>志</sup>本<sup>氏</sup>

家<sup>人</sup>前<sup>加</sup>藤<sup>氏</sup>ノ<sup>鉄</sup>砲<sup>ノ</sup>中<sup>つ</sup>と<sup>云</sup>新<sup>治</sup>ノ<sup>二</sup>十<sup>三</sup>歳<sup>也</sup>

志<sup>本</sup>氏<sup>ノ</sup>大<sup>津</sup>山<sup>ノ</sup>爲<sup>備</sup>と<sup>云</sup>先<sup>ハ</sup>山<sup>ノ</sup>通<sup>と</sup>云<sup>レ</sup>城<sup>中</sup>と<sup>云</sup>定<sup>也</sup>と<sup>云</sup>

志<sup>本</sup>氏<sup>ノ</sup>家<sup>直</sup>氏<sup>ノ</sup>志<sup>本</sup>氏<sup>ノ</sup>志<sup>本</sup>氏<sup>ノ</sup>志<sup>本</sup>氏<sup>ノ</sup>志<sup>本</sup>氏<sup>ノ</sup>志<sup>本</sup>氏<sup>ノ</sup>

志<sup>本</sup>氏<sup>ノ</sup>志<sup>本</sup>氏<sup>ノ</sup>志<sup>本</sup>氏<sup>ノ</sup>志<sup>本</sup>氏<sup>ノ</sup>志<sup>本</sup>氏<sup>ノ</sup>志<sup>本</sup>氏<sup>ノ</sup>



右の若狭三年上妻の所、神社寺院を二層ち建て、  
廟墓と穿かへ、河下流、千餘と田畠とも、大津の  
明神の靈驗あり、又、南て神尋と云れ、これと修、天正  
十六年、成政自、後、藤衛、城と出、電す、云

大津の家後籠神尾城

去後の改、家後ハ秀吉より揚、取、れ、代、相續て  
信、在、城、と、出、れ、初、抑、止、り、半、の、修、と、云、也、と  
別、言、懐、ろ、く、り、家、後、の、習、山、本、郡、下、野、の、城、主、内、宮、周、鎮  
房、より、新、田、吾、良、と、云、を、使、し、て、圍、成、政、の、振、す、信、懐、こ  
更、多、く、修、り、の、圍、行、し、と、押、倒、し、領、地、と、多、人、と、云、ら、り  
下、所、考、致、送、と、思、之、恨、の、矢、と、射、殺、し、討、死、せ、ん、と、之、也、と、云、し  
同、心、ち、ら、り、一、た、を、く、親、子、の、睦、し、是、と、云、ら、り、と、云、遣、ら、れ、ハ  
家、後、も、形、中、所、り、改、正、を、く、同、心、し、前、家、の、小、屋、と、毀、り、て  
下、二、百、十、八、人、と、大、田、忌、神、尾、城、と、稱、る、

田中合戦

從、初、將、由、親、父、ハ、五、名、取、和、村、田、中、の、城、さ、り、又、と、自、保、と、云、月  
傳、一、女、當、り、橋、ハ、十、河、坂、の、城、邊、春、祭、に、手、取、り、後、ハ  
次、曾、ハ、幼、を、親、父、より、三、男、彈、正、と、号、し、力、の、長、七、尺、寸、力、の、崩、代  
り、ら、り、ま、は、り、一、宮、成、神、儀、と、云、教、布、く、同、様、と、知、り、頼、義、を  
ま、ま、り、し、も、是、傳、と、思、の、如、く、多、力、と、し、輕、捷、也、と、云、又、自、保  
れ、人、命、と、云、飛、り、と、云、呼、く、人、鬼、と、云、音、相、違、り、  
と、云、神、儀、と、云、傳、り、と、云、人、と、云、一、と、云、新、田、吉、兵、衛、等、所、  
伴、人、雲、尾、目、中、村、所、由、神、武、人、ハ、人、あ、す、の、當、り、親、父、被、  
等、の、下、の、勇、武、の、名、を、傳、り、し、り、信、懐、と、云、り、り、信、懐、和、村、  
者、也、所、由、鹿、野、牛、生、流、國、向、本、等、と、云、百、十、河、坂、と、云、り、  
云、三、十、年、の、月、書、に、秀、吉、公、法、陣、延、び、と、云、下、向、り、り、り、  
由、親、實、と、云、河、下、と、云、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り、  
等、切、人、地、と、云、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り、











親貞より尉南の方までと別後先世に在る事を知り  
仰せし方より先代に威入し仍於て國守町分辨在  
しより別後して生知りし事を知り

二りりり

義統殿

遠事常陸入道後

有る事より親貞に遠事常陸入道後  
自ら一族より家老より山鹿郡の内平生より十二河と所  
平山城に居たりたりし事より常陸平城守と稱せし事

大津山家被討後

大津の次より大津山家被討後大田守神尾の城に據る事  
右衛門の方より討せし事より成政を討つて討捕し易れ  
し事より討つて討捕し易れし事より討つて討捕し易れ  
生駒雄詮より討つて討捕し易れし事より討つて討捕し易れ

生駒の次より生駒山家被討後大田守神尾の城に據る事  
右衛門の方より討せし事より成政を討つて討捕し易れ  
し事より討つて討捕し易れし事より討つて討捕し易れ  
生駒雄詮より討つて討捕し易れし事より討つて討捕し易れ  
生駒の次より生駒山家被討後大田守神尾の城に據る事  
右衛門の方より討せし事より成政を討つて討捕し易れ  
し事より討つて討捕し易れし事より討つて討捕し易れ  
生駒雄詮より討つて討捕し易れし事より討つて討捕し易れ

生駒の次より生駒山家被討後大田守神尾の城に據る事  
右衛門の方より討せし事より成政を討つて討捕し易れ  
し事より討つて討捕し易れし事より討つて討捕し易れ  
生駒雄詮より討つて討捕し易れし事より討つて討捕し易れ  
生駒の次より生駒山家被討後大田守神尾の城に據る事  
右衛門の方より討せし事より成政を討つて討捕し易れ  
し事より討つて討捕し易れし事より討つて討捕し易れ  
生駒雄詮より討つて討捕し易れし事より討つて討捕し易れ



因の序も世年印行の記載新しきものに入つたは  
初よりいふに北條朝野の院とあり今廢跡とあり本尊  
觀音今高橋寺薬師寺の境内におよむに寺厨子と名部  
北條朝野院の本尊厨子一宇大檀越當城督加藤泰隆寺藤  
正次番匠八下川智栄入道淳秀長算六南呂土如意吉祥  
日當住持玄中使壽音座龕誌之とあり是等以て元ハ  
北條の關の存も南條の存も天文より其の移りゆく  
年中に南條より家号と云ふこと改められたるもやうと云ふは  
古縁記に之に徳守鑲照に庶兄鑑貞と家督の爭論に依り  
家督徳守に之を分りて庶兄鑑貞と云ふは此の事なり  
二千六百石と云ふ加藤忠廣命限帳より  
二千七百石と云ふなり加藤の石ありありは南條の  
石の東の凡し餘りなくは之に之に之の証ハ社院に  
親徳より親徳の院に之を記す久重永田とも記せしむる  
加藤清正衛為當城代史

舊記に之に入國の時當城の城代にして家督清八と名りては  
清八が友清は清直政と改直正とも書り或云直正領知  
八千五百石

加藤清正朝鮮出陣時迄半

古縁記に天保年加藤清正朝鮮出陣の時里路河の東縁と  
云ふ高き所よりわたりて行く着別と記しわらう清八長六  
尺余りして赤鬚あり形相よろり鬼の如しと云ふは之  
例に之は河三郎節と云ふ男四尺一寸の刀次と云ふ人ひたり  
着別支那八井と云ふ九郎と云ふ未明しむりて清奉に  
之は武蔵の年也と云

加藤清正其衛家之於朝鮮 蔚山討伐史

舊記に加藤清正領天下を善城の河加藤は善城の天より六里  
内より南の望見あり漢南人の家あり河漢流の里  
後考せられれば漢南今ハ河漢といふは清直の子  
親助并家從石九里を以て十人として世に傳へ漢南人の

逃し半弓を以て八人殺す... 諸人の者たが... 清正紀... 九人... 城中... 置れ... 置くと... 在り... 加藤清兵衛... 土信... 附詳...

九人... 城中... 置れ... 置くと... 在り... 加藤清兵衛... 土信... 附詳...

置れ... 置くと... 在り... 加藤清兵衛... 土信... 附詳...

三月肥前唐津... 土信... 附詳...

三月肥前唐津... 土信... 附詳...

三月肥前唐津... 土信... 附詳...

木山二万石と... 加藤清兵衛... 土信... 附詳...

加藤清兵衛... 土信... 附詳...

加藤清兵衛... 土信... 附詳...

加藤清兵衛... 土信... 附詳...

加藤清兵衛... 土信... 附詳...

加藤清兵衛... 土信... 附詳...



南関高原被築新城文

去後一廣長五年の初付之に荒涼と云致なり六匹に  
の地として筑城す此に帰國の初南関高原と云致なり自  
總長として筑城す此の初付之に荒涼と云致なり自  
去後五年の初付之に荒涼と云致なり自  
去後五年の初付之に荒涼と云致なり自

養作建東光院改三間町文

去後一東光院の初付之に荒涼と云致なり自  
去後五年の初付之に荒涼と云致なり自  
去後五年の初付之に荒涼と云致なり自

大津山明神 靈驗文

去後一山明神の初付之に荒涼と云致なり自  
去後五年の初付之に荒涼と云致なり自  
去後五年の初付之に荒涼と云致なり自

大津山明神 十一物 觀音安置文

大津山宮の秘記十一物觀音安置文  
明神の本地堂と云致なり自  
觀音の厨子と云致なり自  
災延命當宮司神應寺權少僧都勢増大願主天正九年辛巳  
十月吉日敬白と記しる

殺渡子文

去後一廣長十六年土月晦日晝後國の盜賊殺渡子と号し  
二人間町と号し狼藉を為し  
去後五年の初付之に荒涼と云致なり自

淡手打西ひ常の推考也と云修之文也之令申すの力を後懐  
寺名次第より粟迎迄の間と述りぬる切合し之常伴の志意  
之人切抜き力も深き九箇處負て置き三月朔日三十三歳と記し  
河の志意中人ハ丸く一途流りゆく成りぬる人也と云ひ付三  
人とりぬる一人ハ流落しぬるも云ふ一説ハ三人の内一人ハ同村良  
被毀新城改義作被流刑変

去修説、高原の新城廣長六年より銘初めつゝ元和二年と  
一城半出来たり、自將軍家一國一城と仰せぬるは  
流傳とも毀てて一と云今書院の記もしつゝ流傳り元  
和九年の夏作加友右馬允と申海より流傳りて  
會てくふ初より、去修の云半方右方と右馬允が會は流傳り  
上州美作非とも流傳りて、と云ふと半方とも流傳り也流傳りて  
流傳りてと云り、右新城コボレシ後ハ美作孫太郎九本丸東西五十二間  
北七十四間高サ五十四間城より北方ハ四十五間

南開城主花押

一和 一町四段

同辰念者一丁和

弘治四年正月十一日

美濃守重經 萩

中 孫七郎 今ノ中益庵 性朴カ先祖

在ノ我重經ハ之流ハ五代目なりと云

百足 織物一とん

資冬、 百足 織物一とん

乃

皆縁資社を来り方より留置候致し資を更仰りし事  
あり直正とありし金ありしに西條二百石の在りし事  
一字にゆりありし事ありし事ありし事ありし事

四月吉日

資を



湯山丸くしもの

右に載資をハ大津山七代目よりと云  
加冠者字より

校時

天正十三年乙酉三月吉日

家校

と定七く及 前々野中  
孫七市孫

右に我家後ハ大津山八代目也と云

馬去候之みのをむとありし事ありし事ありし事

了る易く治る事ありし事ありし事ありし事  
以由候事を用候事ありし事ありし事ありし事  
河神和事ありし事ありし事ありし事ありし事

六月分

法書

志正



法書

右に藤清正ノ家人加藤清正治直正ありし事

事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし事

六月廿三日

法書

志政



法書

右に直正と記しし事ありし事ありし事ありし事

けしき... 石見の法... 入... 法... 下... 下... 下...

法... 志... 如

実... 百...

石... 通...

清... 石...

高... 石... 清... 法...

南...

上...

下... 俗流... 實... 野中氏之需... 寶永丙戌之冬... 野中氏之需... 實一場之笑話而已勿... 許外見者... 寶永丙戌之冬元水史長秀識... 此一卷又一本元真字假名書予欲果敢今俗字平假字書云尔予嘗... 文政二己卯四月廿八日寫之 上卷終 中村直道

播龍子著述南園紀聞寺本氏序持一本奥書云

右一卷於南園據士俗所談不擇臧否輯之如今應野中氏之需謄寫投之實一場之笑話而已勿

許外見者

寶永丙戌之冬元水史長秀識

此一卷又一本元真字假名書予欲果敢今俗字平假字書云尔予嘗文政二己卯四月廿八日寫之 上卷終 中村直道

南園地志畧

此卷採拾先輩所記間雜載僕所聞說以為下卷

庶幾後覽士補闕正誤

神社

南園村

障子嶽權現

白川院乃古寺... 障子嶽權現

予... 障子嶽權現... 障子嶽權現

大澤大明神

大澤大明神... 大澤大明神

大澤大明神... 大澤大明神

仰寺

法尾山西福寺 禪宗

南冥

本寺桑野山... 法... 宣... 月湖... 光明寂照契於珠久遠今時流未休忽上東山少焉着貯天下景一輪秋慶長十八曆昭陽赤回若立正月聖意珠日前靈鷲第六

三...

肥之後... 南冥... 法... 宣... 月湖... 言云

光明寂照契於珠久遠今時流未休忽上東山少焉着貯天下景一輪秋

慶長十八曆昭陽赤回若立正月聖意珠日前靈鷲第六

世幻住法孫小比丘鳳室... 瑞慶頭

土俗云... 延德二年四月十九日... 瑞慶寺... 水浄寺... 末光寺... 浄葉山悟真寺... 浄土宗

浄葉山悟真寺 浄土宗 本寺... 天正七年... 城卷

正法寺

正法寺... 徳元年... 正法寺の存... 今... 浄土宗

右跡



後醍醐天皇延元二年即治母年十月廿九日御成行  
天満宮

後園藝院永和三二年即治母年十月廿九日御成行  
伊予

皇山宮御寺

承久六石御成行八月二十二年中治之春治之進言  
今も尚も一と申す御成行の御満院と云は長治御成行  
治院也

神社

和仁村

徳野御成行 建武三年即治母年十月廿九日御成行  
三松大明神

後柏原院永和三二年即治母年十月廿九日御成行  
今も尚も一と申す御成行の御満院と云は長治御成行

佛寺

和仁村

瑞泉山觀音寺

禪宗

本寺ハ觀音なりつは公禪ハ周靈字ハ安中勅して遠野海  
大珠禪師塔原及系清教恩院為下の子也春庭範和尚  
嗣法也善慈玉作の法強之也長元年戊申六月某日寢  
七年歲乙酉方丈の地以畀人亦所村と云天文十六年城を  
和仁御成行御成行御成行なり毎興一 望七禪所也  
福して御成行と云

古跡

和仁村

田中城

天文年中和仁御成行御成行親賢城より天文五年三月廿日  
親賢及才遠心御成行

和仁淵

今も尚も一と申す御成行の御満院と云は長治御成行



少子初紀洲少のふ 考初紀洲の春紀と記初紀の春ハ初紀部をいふ  
考中紀高嶺 古志紀州河

由布七原の巻

由布氏の立花家表表位あり天守六年ノ戦に

仲守

板橋村

威徳山光寺 禪宗

中紀之新居之神ハ西宮の西福寺筑後國熊本の筑後  
平氏測 坂戸村

平氏測

板橋村

園野城

嘉永六年中平級あり没なり故左に云

天文年中板橋を没なり平泉貞子系次初紀氏天守年  
中紀城ハ 考云板橋氏の松本  
系次が末裔なり

神社

菅生田村

七社権現

園野院天禄元年管上深平丹后与初紀氏の御身

去月十有日奉祀あり

神社

岩村

阿禰二宮大明神

一条院長保二年初紀氏のまつる髪乃神ハ榮名吉貞氏降  
神ノ一之建禮祝命乃祀有り祭十月廿日あり

神社

平野村

天満宮

白河院兼保二年ノ初紀氏毎歲十月之祭あり

神社

大田黒村

神尾社

徳野之社より大永三年菊池経家御代

伊予

大田黒山徳茂寺 禅宗

言言禅師再巻の史に今廢也

松尾寺

大同年中に建之 千原少公善宗再興を以り井の  
山の井と云

古跡

大田黒村

神尾城

云々のる大津の資力ありし書云天正四年十月神尾の  
城崩大津山資力自ら存せしむる病死

平家より流ししと云年中大津の資力重信より流し  
おほしめ給ふに似たりと云故城の史

と云りぬおほしめ給ふる流ししと云後よりと云  
神社 肥後村

徳野権現

流し流し久草菊池の流しを徳野月其の流し

伊予

日光山深福寺 密禅

本寺由所 流し流し 深福寺の寺に流し小蜀山

和名中興より宝止和尚、西蜀王子大定禅師、副法は  
海山院長元年中東渡と云流元年十月廿日未寂

五葉山寛元寺 禅宗

深福寺の流し流しと云り、頭實流しと云り、急和寺

副法と云

古跡

相谷村

五位築城

信長之程の業と云天文年中山原鑑元寺之城落成して其  
平子寺に遷す程の節と云之程の寺の御堂即此所也  
深きところと云くは寺の御堂を指す也此寺は山原村に在り

神社

天満宮

山原村

天保六年三月廿七日山原村に於て  
其の寺に遷す程の節と云之程の寺の御堂即此所也  
吾の社は此所也

佛寺

山原村

大慈山善光寺

禅宗

始ハ坂本善光寺と云  
中ハ大慈山善光寺と云

其の寺に遷す程の節と云之程の寺の御堂即此所也  
其の寺に遷す程の節と云之程の寺の御堂即此所也  
其の寺に遷す程の節と云之程の寺の御堂即此所也

信長寺の御堂即此所也  
其の寺に遷す程の節と云之程の寺の御堂即此所也  
其の寺に遷す程の節と云之程の寺の御堂即此所也

向古寺

禅宗

本寺ハ山原村に在り後花園院永享年中  
其の寺に遷す程の節と云之程の寺の御堂即此所也

竹本寺藏堂

後花園院治年中に造る

古跡

山原村

古城

山原鑑元入道宗意不度也又正年中に城跡

甚法和尚塔

文保二年四月六日所り

曇芳和尚塔

善光寺あり

一室得公禪師塔

明應六年十月三日あり

宝満宮神社

以舟

後鳥羽院天文三年津島資光御後御威十月廿日

佛寺

日村

禪暗寺

寺廢し之あり元徳二年の石碑存也

古跡

日村

櫻馬場

白間氏権りあり今名あり

巧細兵庫頭親酒永正八年阿蘇山衆徒中遣書  
永正六年政隆又現形之間拙者如肥後目今出張

以白間野櫻馬場陳取政隆ヲ抱取隈部衆江渡之間  
政隆生害以後一國悉武經被任所存ト云

白間野氏墓

慶雲寺公禪定門應仁二戊子丑月十二日とあり

神社

赤坂村

巖権現

然此権現あり毎歲十月廿日あり

予考江紀大津之ありと修光元年ノ紀傳の  
圖より為中修光と修光と天文七年津島御社

江重修光と修光と治河ら修光無異とあり

佛寺

安原村

末迎寺

此の流一區之人の流し之る船形寺の末寺なり  
建武年中の石碑今も存也

熊野権現 神社

下田原村

ちのりの上原前山に鎮座す。寛永年中、津波に罹り、  
毎歳二月十日祭あり。

佛寺

上田原村

正法寺

南嶽と云律宗之俊祐開闢の所と傳ふ。

神社

上諏訪大明神

三河院應保元年、菊池経直が百人守り居る所、  
諏訪之下の社に於て、神代より神と傳ふ。其人  
祭神と云。

平徳院と云。一、徳川幕府の所、  
の宮に於て、内右衛門尉の所、  
神田前と云。神田前と云。神田前と云。神田前と云。

神田前と云。神田前と云。神田前と云。神田前と云。  
神田前と云。神田前と云。神田前と云。神田前と云。  
神田前と云。神田前と云。神田前と云。神田前と云。  
神田前と云。神田前と云。神田前と云。神田前と云。

下諏訪大明神

神田前と云。神田前と云。神田前と云。神田前と云。  
神田前と云。神田前と云。神田前と云。神田前と云。

神社

久重村

藤石権現

神代より神と傳ふ。神代より神と傳ふ。  
神代より神と傳ふ。神代より神と傳ふ。  
神代より神と傳ふ。神代より神と傳ふ。  
神代より神と傳ふ。神代より神と傳ふ。

佛寺

久重山普門寺

承平親善の基作天竺寺也

久重村

古跡

城尾

口村

少代一程橋河を流す之を

附考

黒碓河

金堀縁をくまのそとより入りて流るるなり

物産を産す

此後乃國を治す也此川七所治す

陳平

小代八郎平一之流す

春乃云南史に書す今も此流目して其河

より一里目の一里塚に書す其河今も其流

より其流目して其河今も其流目して其流

川に流す也



清正公挽詞

并序

肥豐府君  
中村生緣  
智勇過人  
辛亥季夏  
策局袖手  
顛天伏地  
一卧不起  
震悼罔極  
源之相國

滕氏清正  
故博陸候  
仁慈育民  
羅負薪恙  
衆臣吞聲  
減命代死  
舟楫俄移  
天何不恤  
黃門秀賴

尾陽英產  
秀吉內嗣  
今茲慶長  
玉躰不安  
圖國緇素  
雖祝椿齡  
封內臣民  
命不少延  
駟訃未至



賀書在途  
弔慰荐臻  
知孝尽哀  
呱呱涕淚  
空淚沾巾  
匍匐哀味  
不待期頤  
丹旒有翩  
々々難起  
况若夢中

訃已至者  
可謂哀榮  
暮親之心  
嗚呼奇哉  
摧肝摧肺  
嗚呼芳齡  
享年半百  
素車輓輓  
無由再見  
李白所謂

深傷尊懷  
令子在髫  
未嘗息焉  
如予鼠輩  
問絕躋地  
不至耄耄  
雨紉為引  
送彼九原  
追懷曩時  
浮生如夢

為歡沈疴  
實天數也  
天之倒置  
柳子所謂  
嗚呼蒼天  
清正平生  
世有聖君  
龍與致雨  
爭雄蔑下  
歆軍強大

其此謂乎  
非人力能  
良玉不堅  
聰明君子  
誰不怨天  
忠貫金石  
必有賢臣  
昔博陸候  
兩軍相對  
旌旗雲布

死生壽夭  
顏夭跖壽  
芳蘭易瘁  
天必速死  
嗚呼哀哉  
志不忌君  
虎嘯夙列  
與芝田氏  
叱江柳瀨  
戈矛林植

彼多我寡  
部伍燔熾  
不可勝言  
全在此時  
競進馳走  
電擊雷動  
侶海翻波  
死者如麻  
唱凱歌則  
敵軍之士

彼強我弱  
累卵之危  
天下安危  
於是清正  
怒目切齒  
橫戈死關  
以是敵軍  
枕骸滿野  
聲動山谷  
震慄倒戈

聲勢弗騰  
倒懸之急  
社稷存亡  
率七人雄  
飛入敵壘  
如風卷沙  
瓜潰星散  
官軍得勢  
威及草木  
於是芝田

引刀自剄  
猶可想見  
渾一區宇  
偏是清正  
得必勝利  
三賢進而  
重耳成霸  
因茲博陸  
封肥州地  
其此謂乎

殷紂牧野  
以是博陸  
維時四海  
洞知兵勢  
閣永清路  
小白以真  
可并按焉  
賞其功勳  
叨勞位尊  
肥有一島

吳王姑蘓  
天下大定  
弦弓服矢  
以挫敵鋒  
清正功也  
五臣顯而  
豈不大哉  
拜度支郎  
忠烈名存  
名曰天尊

島民不服  
蟻集蜂起  
率兵伐之  
不可輒挫  
前驅不利  
不退一步  
鋒如駭電  
七花八裂  
駭鯨破網  
誠哉古曰

姦猾自恣  
動便為亂  
一島設備  
我軍前驅  
敗北而走  
鼓刀揮戈  
勢侶烈火  
擒誅叛將  
奔兕穿縞  
一夫揮戟

群恣四面  
因茲清正  
歆勢甚銳  
率伐之則  
清正一人  
虎馳龍趨  
於是歆軍  
死傷滿壑  
其此謂乎  
萬人難進

可嘉尚矣  
嗚呼哀哉  
輜重之舟  
旌旗掃天  
萬騎雲搖  
諸將分道  
恐怖喪膽  
望見旗旌  
直入京城  
王子兄弟

逝川不停  
及征朝鮮  
舳艫橫海  
日月掩蔽  
光焰燭天  
前後合擊  
無力禦之  
輒引而去  
倭人一炬  
長曰臨海

梁木已壞  
金帛之車  
滄波振蕩  
千乘風舉  
囂聲震地  
朝鮮八道  
不能支之  
於是清正  
即為焦土  
次曰須和

走出會寧  
圍會寧城  
擁衛王子  
火箭屢飛  
城中一人  
王子伏首  
霧散星消  
后妃勝妾  
後出金山  
寔可想見

因茲清正  
會寧城中  
堅守城壘  
清正胸中  
箠刀直入  
服威就擒  
已為烏有  
共生擒之  
燕丹在秦  
終軍長纓

追到永安  
數萬兵甲  
矢石交下  
何為芥蒂  
生捉王子  
城中兵甲  
護軍節度  
護送京城  
宋徽在金  
以羈越王

致之廟下  
直入女直  
河水夜渡  
自古女直  
不解文字  
勇而善射  
只黍稷耳  
其兵強也  
清正匪壻  
振威奮勇

亦何異之  
及七日程  
掠取城郭  
為之強國  
以武為事  
其風土也  
宋鑑云有  
兵若蒲萬  
伐朝鮮國  
豈不偉哉

然後清正  
沙草晨牧  
摧枯拉朽  
其風俗也  
以獵為業  
地不生穀  
女直為國  
更不可敵  
更入女直  
至圍晉州

猛將如雲  
數千萬重  
堅甲利兵  
和門畫局  
鐘鼓之聲  
日月奪明  
田蕩火牛  
丁於此時  
殺身靜亂  
若未燃者

謀臣如雨  
爭欲先登  
及數十萬  
警戒嚴肅  
丘陵搖震  
烏獲之力  
尹固燧象  
清正言曰  
以功報主  
偷生之士

倭兵相圍  
城中堅守  
金柝夜擊  
子午誰何  
箭鏃之光  
孟賁之勇  
難奈何之  
臣之夏君  
忠臣志也  
惜死之人

死生堪羞  
於是我軍  
共營攝之  
不至回踵  
城主牧使  
楚王潛出  
晉州先登  
皆負戰歎  
及圍蔚山  
四川健卒

何於此城  
擊碎石壁  
一呼入城  
千山干川  
身首異處  
殞首烏江  
是為清正  
嗚呼大哉  
遼東選鋒  
廣東飛雄

不先登乎  
雲梯飛樓  
城中潰散  
流血漂杵  
漢圍垓下  
何其異之  
功臣儀士  
大明之兵  
宣府精壯  
福建銳手

榆林控弦  
齊魏徭戍  
其外大明  
陸駕長轂  
雲屯星聚  
無有空處  
後軍北京  
吳公老爺  
沉公遊擊  
在西生浦

荊陽剽劫  
暹羅占城  
四百州兵  
水駕艤舳  
朝鮮國中  
况是慶尚  
相次為備  
麻氏老  
帥師來伐  
於是清正

陝西儀勇  
浪華婦等  
八百諸侯  
競進襲來  
寸地尺天  
前陣蔚山  
為其將也  
劉公老  
干敗清正  
士卒七八

總乘小舟  
人馬困羸  
曰火燉炮  
曰提火炮  
火箭火磚  
至為行伍  
常山蛇勢  
戈鋌彗雲  
彤朱星流  
相侶蝟毛

夜潛入城  
危哉急哉  
曰碗口炮  
曰石子炮  
飛江天潢  
烏雲山陣  
奠鱗鶴翼  
攢鋒成林  
飛矢雨集  
火燉炮也

城中糧盡  
至說兵器  
曰三眼鏡  
烏銃火炮  
不可勝言  
烏雲澤兵  
羽旄掃靄  
投鞞為圍  
矢立城上  
石子炮也

金鼓成響  
山鳴谷應  
日月悽悲  
喪精亡魂  
餉道又絕  
湘雲煎冰  
梁軍攻唐  
父食其子  
汝何食之  
王供其御

聲折江河  
風起水涌  
誰不恐怖  
忘前失後  
割死馬肉  
城中飢困  
城中凍餓  
有爭肉者  
人肉賤狗  
亦不多讓

勢崩雷電  
天地震動  
臻茲城中  
外援不至  
剝死屍衣  
無能起者  
燒屎煮屍  
曰是吾子  
豆麥糜粥  
清正平生

雖遇履虎  
知死不撓  
猛烈秋霜  
軍令嚴肅  
一以當千  
城中奮擊  
於是未寇  
自臘念二  
遂其解圍  
血肉枕藉

不敢驚動  
臨難不惑  
以眇余身  
振臂一呼  
排身飛鏃  
風迴焰卷  
弊旗仆鼓  
至正月四  
敗績而去  
填溝塞壑

神氣恬然  
精貫白虹  
介重圍裏  
疲兵頓起  
發憤排戰  
岸崩石裂  
無力支之  
留十二日  
棄屍斃馬  
車旗噐甲

積如山阜  
今日之捷  
誰敢禦之  
爭及之乎  
取勢支竺  
謂諸臣曰  
如此大兵  
誰敢挫之  
加之大明  
以為奇觀

萬死雖危  
非天難及  
破虜伏波  
因茲清正  
於是博陸  
是我日東  
未曾有之  
如此一言  
畫清正像  
宋朝天下

忽逃虎口  
非有清正  
決勝張良  
旗名日東  
遙聞捷音  
開闢已來  
自匪清正  
華滾非榮  
流轉諸國  
畫司馬像

奠

畫工致富  
是何異之  
名滿異朝  
嗚呼哀哉  
四方寇亂  
耿介特立  
圍守土城  
不二其心  
封以肥豐  
築城隈本

團扇家々  
吁吾府君  
夢尊兩楹  
當石田叛  
朝野危懼  
一國保城  
征伐筑後  
源之相國  
嗚呼盛哉  
其壯麗也

寫放翁影  
生播威名  
埋骸九原  
荼毒生民  
於是清正  
四面受敵  
抱忠懷儀  
賞其功勳  
於肥丁州  
石壁萬仞



峩峩雀鬼  
畫屏綉窓  
蓋覆其外  
鵲々金殿  
不晴何虹  
登層臺則  
吟高亭則  
軒檻曼延  
侶鳳展翅  
綠栢畫堂

玉樓千尺  
光飾其中  
耽々玉宇  
烏弄其華  
連閣礫倭  
身在半空  
眼見四山  
綵園焜燿  
簷楹飛舞  
此飛拱杆

璀璨赫燁  
碧瓦朱甍  
電纏其柱  
飛梁偃蹇  
未雱何竜  
摘星攀月  
乘風駕雲  
華屋輪囷  
怪鵬搏風  
玉碣雲楣

此畫繩墨  
郢工畫術  
誰不驚嘆  
兵衛畫戟  
夫論射則  
日立下風  
韓哀王良  
圓悟遺墨  
華園愛菊  
嘯風嘯月

魯般畫巧  
形勢秀外  
清正平生  
燕寢清香  
百發得中  
夫論御則  
以爲小伎  
掛著壁間  
陶令佳句  
温藉風沐

變態在中  
如此壯麗  
行樂其中  
遊真有餘  
耳蠅飛衛  
萬馬爲群  
茶店誅茅  
聽電聽雨  
吟行籬邊  
可想見矣

誰知至今  
今猶在自  
國家柱礎  
鸞鳳之飛  
虎狼之行  
高逾嵩岱  
百姓戴之  
萬民歸之  
故事盡在  
從軍朝鮮

埋玉地中  
嗚呼哀哉  
海內冠冕  
百禽愛之  
百獸畏之  
沐浴恩澤  
明如日月  
潤侶江河  
遺風藹然  
遂肥馬塵

起居動靜  
嗟吾府君  
四方響風  
三軍偃草  
瞻仰德宇  
深過淮濟  
悲有私照  
不擇細汙  
嗚呼盛哉  
辱蒙寵顧

寓跡于肥  
初任惠日  
悲恫之情  
顧慕潺湲  
庶幾有靈  
以充生芻  
昭鑒

十有六年  
後任瑞竜  
往來于懷  
秉惠惟深  
知我哀懇  
云

不費檀施  
恩遇難忘  
俯仰庭際  
報恩無所  
哀挽五章  
伏乞

生前富貴  
駕朱轡  
雖曰德光  
遍天下

不意長眠  
在寢園  
虞泉日落  
暗昏昏

亦

妙齡馳譽百夫雄  
救半有人負山去

壯歲旌名第一功  
千岩萬壑忽成空

又

乱世英雄着戰袍  
瓊樓玉殿遠城郭

太平天下喚賢豪  
換得古丘三尺高

亦

別後不回送死車  
人間一萬八千日

殘僧揮淚濕袈裟  
幻作穉風紅槿華

又

戰馬周旋西又東  
治邦臣子如生日

三韓女直服威風  
太守還兼不死同

前往東福後任南禪文英叟清韓机

扇贊

文政四 辛巳冬借伊津野氏寫之十月  
二十五日夜 中村直道







神法を承け奉りて

之を以て御心く御事一に定むるに宮中の女法津國

の法を承け奉りて御心く其を以て之を以て其傳の

佛印を以て御心く其を以て其傳の

御心く其傳の

御心く其傳の

御心く其傳の

御心く其傳の

御心く其傳の

御心く其傳の

御心く其傳の

御心く其傳の

御心く其傳の

御心く其傳の

御心く其傳の

御心く其傳の

御心く其傳の

御心く其傳の

御心く其傳の

御心く其傳の

御心く其傳の

御心く其傳の

御心く其傳の

御心く其傳の

御心く其傳の

御心く其傳の

戊辰年 臘月底

肥後國阿蘇宮神主兼大宮司

從四位上内少輔守治朝臣友隆謹書

肥後州民彛傳序

享保三年二月廿一日

中村神直道

少敷肥後守某江に社人柳田長門守上原某信介某礼  
七郎某某のり及某多入の三國地之某子こも某原

信了也心んおは書に布斗可也

とらふ文政三年生月日

他は隠す

中村神直道

上

とらふやもしりも

への某の力成り

肥後州民彛傳序

詩曰天生蒸民有物有則民之衆彛好是懿德善哉言乎不可以誣之我肥後州先大君孝奉聖善而殆竭心力定省告面自壯至老未嘗少惰以是能御士大夫教化施及里巷而孝愛懿行之徒多出于下邑小閭是乃上行下效者如此而傳所謂一家仁一國興仁者其庶矣邦家士人志方氏甫為治廳監司致事之後榻安知翁與予舊好一日翁執俗字簿錄附予曰



是則邦內男女性行顯著於卑賤之間  
掌奉先君之恩感者事狀也吾子有餘  
暇則以之為文料編為一冊子是翁之志  
願也予卷而懷之因循經年未果焉而翁  
已下世矣頃二三子方習佔畢屢請題因  
出於嚮也所得之簿錄令之分件而作其  
傳每見一文逐次錄之凡十一條既而書  
成焉蓋民人之行父子主臣之道本是天  
性之自然人心之固有而亘古亘今極天  
圀墜者也以故有深感蒸民詩因字曰肥

州民彛傳使志方翁遂志於泉下者於是  
乎果焉於戲善行之不泯孝子之不乏乃  
三代之所以直道而行也不孝不善之民  
豈不觀而羞耶前儒伊蒿子輯本朝孝子  
傳梓行于世我邦山鹿郡銖匠亦與其撰  
實永世不裂之華衣也惜哉彼孝傳先成  
此孝子後出而不併之悉載共鳴我邦孝  
治之餘聲矣後來或繼孝子傳則應必有  
取之于此是予所願也  
享保三年星舍戊戌季秋下澣

水足範安直謹書

川崎村孫次郎

野中村千代

御領村喜左衛門

宇土郡四郎兵衛

白川村孝女

宮地村市左衛門妻

谷川村次右衛門

糸原村兄弟

川口村傳兵衛

焰焯所下吏久从

板屋町孝女

川崎村孫次郎

玉名郡川崎村有一夫曰孫次郎蓋同邑  
新右衛門譜世之家僕也新右衛門貧窮  
而闕貢稅若干石故使孫次郎為他人之  
役得其奉錢以補米貢之稅七年乃免其  
責孫次郎後歸新右衛門之家焉既而新  
右衛門死有子曰新助續而業農不幸而  
不登又闕其稅於茲使其男八郎兵衛新  
孫門委身于他家貸銀若干枚室吏之責  
方是時孫次郎以為八郎兵衛在他家而

困苦不忍坐看之以身代其勞終就食于  
他人以其俸錢返所貸之銀使八郎兵衛  
父子同居二年而孫次郎亦歸家焉新助  
謂孫次郎曰我為汝別造一屋且令娶孫  
曰諾雖然鄙僕之仕主也有家有妻則必  
欠其勤役者多吾未欲之請宜使八郎兵  
衛得妻新助從其言然而新助亦病死八  
郎兵衛年未長故孫次郎辛勤最甚矣然  
孫次郎漸衰老殆倦其業將至闕租稅於  
茲八郎兵衛先到于給主某氏之家而食

故孫次郎養八郎兵衛之妻子其後八郎  
兵衛死是時孫次郎年七十不能勤農每  
為傭夫得其日價鞠養八郎兵衛之妻子  
其志未曾衰焉吁孫也孫也其至誠厚志  
賞嘆無語給主聞其事而感之村長亦視  
而不措以告郡吏吏既告  
太守之衙公太守細利固仁厚賜銀數百兩  
米數石於孫次郎大褒賞之嘗負享二年  
六月也

贊

城北邑里有一民生凜乎義氣至矣忠誠無懈先務不期後榮仁主賞賜邦內知名

野中村孝女

芦北郡野中村有女名千代其父次郎左衛門同郡上門村之產也野中村之農藤十郎以次郎左衛門為養男以其女妻之生一女即千代也千代母早死不幸而次

郎左衛門亦嬰疾病不能勤其家業以故辭藤十郎之所而歸于上門村是時千代為藤十郎之養女猶在家既而藤十郎夫婦衰朽而不出戶庭且貧窶極矣於茲千代身為傭女得其價錢給其飢渴或出于野塘摘蔬或入于幽谷拾菓乃為療飢之劑也至若藤十郎所飼之馬斃千代甚患之織入之布聚其價以買耕馬猶自力令其田無荒蕪之憂焉次郎左衛門在上門村其病猶未愈凍餒既逼千代又贈餘錢

為助力其辛勤勞苦不可勝言故邑長村  
老太感賞之使一男為其夫且新分白田  
數頃勵其稼穡之業事既聞負享二年六  
月有  
尊命每歲賜米數石

贊

遠鄉孝女 恩賜自限織紵力勞耕田  
志哀摘野蔬去拾山菓來事々皆善為有  
良媒

右川崎村孫次郎野中村千代傳及  
贊池邊盛唯識

宇土郡喜左衛門

宇土郡有喜左衛門者御領村六百石之  
農酋也善事父母定省不倦鄉里為之稱  
之既而父母共死矣而一鄉掌歲出百姓  
甚窮或有糧絕不得食者或有馬斃不能  
買者去到于他鄉為人賣身者亦多矣喜  
左衛門甚患之附之田地為農者三人與

之泉布買耕馬者九匹其他貨錢貸米而  
救助貧饑者不堪舉言雖然不用券書其  
志本在救農之貧窮而不計已之功利也  
所先遇救者雖未嘗一有報而不敢言焉  
當鄉未稅之米有若干石而喜左衛門謀  
之而貢納者大半先是郡中疫疾流行病  
者維多喜左衛門自修護魔法而禱之村  
中無死者村民以為喜左衛門誠心之所  
感其居家亦以慈順為常故為之奴婢者  
懷恩欲長老于其家而無出去之心矣會

遇

大君擇孝子于國中而村人告之郡吏郡  
吏以事聞之負享二年四月有  
命賜之銀若干枚且年賜米數石

贊

宇土郡內獨有若人會定農省善事雙親  
救貧禱疫撫育村民懿行聞國  
恩賜潤身嗚呼孝愛名譽維新

右傳及贊秋山見卜識

宇土郡四郎兵衛

宇土郡有四郎兵衛者以農爲業其爲人  
孝順也其母已沒父年八十餘猶存焉老  
衰憔悴起卧不安四郎兵衛常時在側定  
省無怠溫清甚勤父或欲詣佛祠則雖其  
家有僕婢數人而或恐違父心志且不欲  
託親於他人自負之背上詣寺使父見佛  
至其飲食必盡清潔寒暖自試而後進之  
其遇家人亦厚故家僕甚悅不欲出去其  
家矣農事不倦未嘗闕貢稅他農若或闕  
貢則爲補其未稅之米穀令之免官吏之  
責者不一而已負享乙丑之歲  
大守君有命索州內懿行者郡吏以聞命  
年賜米數石

贊

城南之民克孝于親從心養父補稅救貧  
致家僮喜辱

國君仁窮鄉不陋有若斯人

右傳及贊水足安方織



白川村孝女

南鄉白川村有女

記闕  
名

村長久兵衛姉也

母先而死于時女年十三父老而存事之至孝不闕定省不失愉色其飲食盥浴手自給之且其二弟久兵衛幼弱未長女育養之而于暑干寒無不用心也其家貧窮然未至闕奴僕是女之功也爺為女謀嫁女曰吾適他家則爺之起卧飲食若何安其心乎不若生前同居而終孝養竟不嫁數年而父亦死女之哀慕最甚矣

女年已半白嫁期既過故久兵衛養之而令終其生焉負享二年六月  
仁至有命每歲賜米

贊

肥州陋巷字曰南鄉有女至孝名達四方  
豈一朝事善行有常天其舍諸  
國恩以長

右傳及贊池邊盛唯識

宮地村市左衛門妻

阿蘓郡宮地村農市左衛門妻其性温和而柔順也事夫甚謹市左衛門已喪母父專右衛門猶存不幸嬰病不起三年市左衛門農事紛冗無暇供父是故專常在于專右衛門之側定省孝養不闕也尚矣專右衛門甚信佛因婦負舅詣寺者亦多矣且力為紡織之事而資夫生業一村稱其實行郡司中村兵助太感其孝與穀者數自此相續為後郡司者皆往々與之負享

乙丑之六月事聞

命年賜廩米云

贊

村稱宮地郡管阿蘓農家之婦微賤之軀孝養奉舅勞劬從夫嗚呼天性誰其誣乎

右傳及贊水足安方識

谷川村次右衛門

八代郡谷川村之農次右衛門為人孝順

而家貧無應門五尺之童已喪父而唯母存歲七十餘行坐不安久在牀蓐次右衛門奉養之志久而不倦若有如園則必自抱持而行晝則或往田耕或就役行故飯食皆宿炊而朝進進必先親而後食若遠到于他則置飲食於母枕邊備告之而去其間母有遺溺則罷歸之後夜陰濯其汚衣使他人不知焉炎風甚日之夕衣汗身垢則汲水煎湯進之盥浴矣母性嗜煙飲故每夜進之再三一鄉年々有繪蹈之令

村民咸集母衰朽不能行故親戚相謀記毋於病者簿籍欲迎吏而爲繪蹈之事次右衛門不聽太患役吏之勞每自抱負而行加之村中有急事之時或村人有疾病事故而不能出勤則雖非已之所役次右衛門自聽村長之令代焉村長憐彼之孤若與親戚謀欲令次右衛門娶妻次右衛門聞之曰娶妻若不孝則後嗑臍不如無妻終不娶矣負享乙丑六月有命賜米數斛

贊

八代之產人々称名事毋不倦委身盡情  
夜卧侍側晝則徃耕奇哉孝子何慙天經  
右傳及贊秋山見卜識

糸原村兄弟

益城郡糸原村有兄弟四男長曰傳之烝  
次半兵衛次惣兵衛次與兵衛也其父蚤  
死毋猶在養于李弟與兵衛之家故長子  
傳之烝分與田二石餘於與兵衛其貢稅

課役自傳之烝半兵衛惣兵衛之家給之  
而不及于與兵衛也兄弟雖異其居而一  
日未怠其孝養農昏之飲食先供毋于與  
兵衛之家若有故而適他邑不告則不敢  
出出而歸則無不面也兄弟各有專專亦  
化其夫之所為而善事其姑或遇凶年飢  
歲而至于絕糧則兄弟相通而助之然於  
其貢稅也不待收穫之時秋初甚用其心  
早納其租故竟無未貢之責矣其善行每  
每若是事遂達

城府每歲賜息米於兄弟時是負享二年六月也

贊

城南之地村名縑原有四孝子同志異軒侍養以禮于晨于昏一邦準則尊卑曷論右傳及贊池邊盛唯識

南鄉川口村傳兵衛

傳兵衛南鄉川口村農夫也祖曰又四郎

父曰仁左衛門世為村長其家所受田員九十餘石有其名而無其實也傳兵衛勉而闢土地盡心竭力連年積累之久遂易數十畝之田疇標出之田員以貢其租也傳兵衛之於農可謂勤矣寬文中村民窮乏而將至凍餒傳兵衛甚憂之就郡長而請曰以已之給其職而所免役之田員三十石者與其常俸給紙筆之米施之於村民以周其急也已任職之務雖失其俸而不可必闕之嗚呼其志可謂忘已愛人當

職能勝其任矣。郡長以告郡宰，郡宰訟之。官長於茲，官裁而以其村之所進稅外之貢銀一歲之所出四十兩，贍其村民而不損。傳兵衛之所受田及俸米也。事以聞。邦君院應太感其志之懇篤，而許東武朝覲之途中歲々拜ス。高駕于阿蘓谷也。息遇不亦重乎？蓋南鄉境上有祭須山，其地初東武之下邑也。元和中有故屬球磨之管下，而祭須居民不從。球磨之令山中屢變動，球磨人大怒之。

於是祭須之為其長者十二人率男女五十餘人來奔於川口村。祖又四郎干時為村長，甚撫愛來附者，授之田廬，以為村民子孫。今多居當村也。

前太守妙解院君始守是國之日，事具聞。乃召又四郎而見之，解衣賜之，感應以厚。又當有事於肥前州原城，父仁左衛門使祭須客九人，各執鳥銃率之以赴原城。在邦君營還師之日而歸焉。郡長管尾市兵衛具錄傳兵衛三世之事狀以告，負享二

年四月  
邦君妙應下鈞命以賞之賜其所耕治之  
田員五石於傳兵衛終身免其租

贊

天降下民既賦斯德僻鄉農夫克治其職  
光祖顯功愛人極力  
國息以加名奮區域

論

或曰又四卽留祭須之畔民使之爲村民  
也何遇之之厚是不似與不善耶曰祭須  
來奔之事迹於今不可考也然以其事勢  
量之則蓋患球磨之暴令而避之者也然  
則避彼而歸於我是以我爲安者也爲淵  
敵魚則固仁人之所受也況若干人口授  
之產業使之得其所豈凡民之所能哉是  
一村之事而雖事小然理無大小如彼則  
可謂有功於國家也又曰又四卽之於功  
既得聞之仁左衛門身爲農夫而率人赴

軍非借<sup>喻</sup>之甚耶曰如中華之制以民爲戒  
卒故教孝悌之餘又使之講武所以有千  
乘百乘之稱有以不教民戰之言也勿訝  
農夫之就兵况民之於君關係最大矣當  
國有難之時則一民一夫何無往而從之  
哉是親於上死於長之義也又况奈須容  
有報國息之志而仁左衛門爲之長而率  
之以往固其所也仁左衛門其知義之民  
歟又曰仁左衛門之行又得聞之傳兵衛  
農業之功實可謂勤矣然舊有田員若干

而無其田者蓋荒廢也然則傳兵衛之於  
業豈得非勤於今日而惰於昔時者耶噫  
終始之不一可惜哉曰傳兵衛初無其田  
也難推覈之今以其行推之則非以懈怠  
荒寧廢事之才也顧出于其不幸而或水  
旱風蝗害其稼之甚遂至荒廢或天地之  
變更山崩地裂以失其處亦未可知也勿  
追而咎之彼之爲村長而憂民之至請盡  
已之所受而以贍之唯知有村民不知有  
其身是智巧之士所不敢爲也蓋其惻怛



之<sup>真</sup>情出<sup>二</sup>天<sup>一</sup>貨也<sup>歟</sup>倘<sup>モ</sup>教<sup>之</sup>以<sup>二</sup>文學<sup>一</sup>文<sup>之</sup>以<sup>二</sup>禮<sup>一</sup>糸<sup>ヲ</sup>以<sup>二</sup>成就<sup>一</sup>其材器而薦<sup>レ</sup>舉<sup>之</sup>於顯位則不<sup>レ</sup>大<sup>ニ</sup>使<sup>レ</sup>斯<sup>レ</sup>民<sup>ヲ</sup>得<sup>レ</sup>其<sup>レ</sup>所<sup>ヲ</sup>哉惜<sup>レ</sup>乎終<sup>レ</sup>于寒鄉之老農也吾子未<sup>レ</sup>思<sup>レ</sup>之耳

右傳及贊論山本郡内村岩本原理識

焰硝所下吏久介

肥州之府下有忠節者名久介貧窶最甚故仕松尾半兵衛殆竭寸丹愛其恩俸以

養<sup>育</sup>妻子寬永十九干支在壬午松尾氏薦<sup>レ</sup>之而為焰硝制所之下吏久介歡<sup>喜</sup>而能<sup>レ</sup>祇<sup>レ</sup>其<sup>レ</sup>役也少焉松尾氏離<sup>レ</sup>祿為浪人窮乏最<sup>レ</sup>酷久介以舊主之故不<sup>レ</sup>忍<sup>レ</sup>視<sup>レ</sup>之而養半兵衛於貧家雖一衣一食必分<sup>レ</sup>讓<sup>レ</sup>之其實心良可賞嘆也如此者重年遂日愛情彌<sup>レ</sup>切然半兵衛嬰病沒焉久介哀慕之情不息流<sup>レ</sup>淚而葬<sup>レ</sup>之半兵衛有遺妻歲及八十有餘老極而起居不安久介自愛<sup>レ</sup>養<sup>レ</sup>之然小吏之役殆無暇日故懇<sup>レ</sup>々使<sup>レ</sup>妻養<sup>レ</sup>之

妻能事之乃如事姑有頃妻不寐而受病故不能拘孿之而隨其心久从有一子生年十有九是亦出食於他家於茲久从呼反之令之養半兵衛老妻松尾夫婦如斯其窮矣久从不忘舊恩愛養切實莫不視者感服聽者稱贊事已達

國君負享二年十有二月厚賞久从每歲賜米數斛

### 贊

肥州民人貧食他家仍養舊主實情日加勤仕竭力天性無邪陰德陽報

右傳及贊宇土郡西之成識

### 板屋町孝女

城府板屋町庄左衛門生二男一女二男早死一女名滿善事父母其父老衰而猶勤市中戒火之事擊柝於街路於是滿每夜持食物及湯茶往使父飲食且方嚴寒之

夜則埋炭於火器令溫其手足焉其母亦  
多年病而不起如圍則滿自抱之而行母  
卧則在其側而溫足待其熟睡而為他人  
縫衣得其價錢以給父母之養夜至深更  
則息針事而自脫衣使母溫猶抱母而卧  
毋設欲出戶則雖曉天必抱負之而達其  
志孝誠件々不可勝言負享二年有  
尊命賜米三石

贊

市廊孝女令名盈府父老就衰母病不愈  
襲衣抱母携食供父宜乎有司以告  
仁主

右傳及贊池邊盛唯識

天之命謂之性所謂仁義禮智信也其所  
以當德而行者所謂孝悌忠信也予嘗以  
爲居其國而不可以不知其國之人矣予  
雖未博考於和漢懿行之書而於所以中  
華忠孝之士纂著其事迹之書也偶得見  
之耳未看有所以本朝之士識其行事之  
書也頃聞有先儒伊蒿子所撰之本朝孝  
子傳忠臣傳者矣是以屢求之而未得見  
其書也夫我肥後州之人民孝悌而嘗有  
辱

君息者然未聞有其書矣因纂輯其事狀  
而使博文之士爲之文字遍欲顯於世永  
傳於後世也或曰水足屏山氏所著述有  
肥後民彛傳者矣於是池邊霍林氏固水  
足家之爲門人即就而請之既得此書也  
予志不期足矣顧其爲書皆無學之下民  
而若期有善行焉真哉人性之善豈不信  
哉乃贊其書曰

大君好仁百姓於變ハカレ肥州下民斯有善行  
大哉孝純敬而為起皆無學人性善可誣ヤ

于時

延享丁卯黃鐘癸丑 清原言隣謹寫焉

文政四年辛巳冬十月十三日以寺本  
氏本寫之 中村萬喜直道

糸原村兄弟傳下不忌忌  
也多手及得

遜齋雜記卷之五 大尾

